資料２

広島市地域防災計画・広島市水防計画
（令和６年３月修正）
新旧対照表

※　計画の内容に影響がない以下の軽微な修正は、事務局において修正する。

・　組織改正に伴う組織名称の修正

・　語句の置き換えに伴う修正　　など

広島市地域防災計画・広島市水防計画（令和6年3月修正）の修正（案）目次

1. 国の防災基本計画の修正に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第４章__災害復旧・復興計画	第４節__生活援護計画	第２__被災者に対する支援	39

2. 災害応急対策における協定の締結に伴う修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	36
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	37
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	38
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	83
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	84
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	85

3. 1～2に掲げるもの以外の修正

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第１章__総則	第３節__処理すべき事務又は業務の大綱	第２__県	1
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第２節__風水害予防計画	第１__洪水予防対策	2
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第２節__風水害予防計画	第４__土砂災害・宅地災害等の予防対策	3
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第２節__風水害予防計画	第４__土砂災害・宅地災害等の予防対策	4
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第６節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表（風水害）	5
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第６節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表（風水害）	6
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第６節__避難体制の整備	指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）	7
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第６節__避難体制の整備	指定避難所一覧表	8
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第６節__避難体制の整備	指定避難所一覧表	9
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第８節__自主防災体制の整備	第１__自主防災組織の実践活動の促進	10
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第９節__要配慮者に係る災害の予防対策	第１__要配慮者の現況	11
基本・風水害対策編	第２章__災害予防計画	第９節__要配慮者に係る災害の予防対策	第２__要配慮者に係る災害の予防対策	12

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第６__災害対策本部（表３－２－２）	13
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第６__災害対策本部（表３－２－２）	14
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第６__災害対策本部（表３－２－２）	15
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達（表３－３－１）	16
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達（表３－３－１）	17
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達	18
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達	27
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達	28
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達	29
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達	30
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__気象情報等の収集及び伝達	31
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第４__災害情報の収集、伝達及び報告	32
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第７節__給水及び上水道施設応急対策	第３__給水対策	33
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第１２節__医療・救護対策	—	34
基本・風水害対策編	第３章__災害応急対策	第１９節__住宅等応急対策	第２__応急仮設住宅の建設	35
基本・風水害対策編	第４章__災害復旧・復興計画	第５節__企業等援護計画	第１__農林漁業関係の融資	40
基本・風水害対策編	第５章__公益事業等防災計画	第１節__電力施設	第10__広島市との連絡体制	41
基本・風水害対策編	第５章__公益事業等防災計画	第４節__交通輸送施設	第５__広島電鉄株式会社	42
基本・風水害対策編	第５章__公益事業等防災計画	第５節__放送機関	第２__株式会社中国放送	43
水防計画	第４章__避難対策	第１節__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	第１__注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等	44
水防計画	第４章__避難対策	第３節__災害種別に応じた避難	第４__津波への対応	45
水防計画	—	—	（付表）別表第５　水防上重要な場所	46
水防計画	—	—	（付表）別表第５　水防上重要な場所	56
水防計画	—	—	（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材	60
水防計画	—	—	（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材	61
水防計画	—	—	（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材	62
水防計画	—	—	（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材	63
水防計画	—	—	（付表）別表第１２　水防信号施設	64

編別	章	節	項目名	新旧対照表ページ番号
震災対策編	第２章__震災予防計画	第２節__土地利用の合理的な規制・誘導	第４__防災に配慮した宅地造成	65
震災対策編	第２章__震災予防計画	第７節__建築物等の耐震性の向上	第１__建築物等の耐震性の向上	66
震災対策編	第２章__震災予防計画	第１４節__避難体制の整備	第５__避難路の整備	67
震災対策編	第２章__震災予防計画	第１４節__避難体制の整備	第８__食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	68
震災対策編	第２章__震災予防計画	第１４節__避難体制の整備	第８__食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備	69
震災対策編	第２章__震災予防計画	第１６節__要配慮者に係る災害の予防対策	第１__要配慮者の現況	70
震災対策編	第２章__震災予防計画	第１９節__自主防災体制の整備・防災訓練の実施	第１__自主防災組織の実践活動の促進	71
震災対策編	第２章__震災予防計画	第２０節__防災まちづくりの実践	第１__防災まちづくり活動の促進	72
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第５__災害対策本部（表３－２－２）	73
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第５__災害対策本部（表３－２－２）	74
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２節__災害応急組織の編成・運用	第５__災害対策本部（表３－２－２）	75
震災対策編	第３章__震災応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第２__津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達	76
震災対策編	第３章__震災応急対策	第３節__情報の収集及び伝達	第４__災害情報の収集、伝達及び報告	77
震災対策編	第３章__震災応急対策	第７節__給水及び上水道施設応急対策	第４__被害状況の把握	78
震災対策編	第３章__震災応急対策	第７節__給水及び上水道施設応急対策	第８__広報対策	79
震災対策編	第３章__震災応急対策	第１２節__医療・救護対策	—	80
震災対策編	第３章__震災応急対策	第１９節__住宅等応急対策	第２__応急仮設住宅の建設	81
震災対策編	第３章__震災応急対策	第２５節__応援要請及び協力要請	第１__公共的団体等への協力要請	82
震災対策編	第４章__津波災害対策	第３節__津波災害の予防対策	第１__津波に対する防災意識の啓発等	86
震災対策編	第５章__南海トラフ地震防災対策推進計画	第４節__津波からの防護,円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	第５__津波避難対策	87

修　正　前	
基本・風水害対策編 第１章　総則 第３節　処理すべき事務又は業務の大綱	頁 4

第１　本市

（略）

第２　県

1　災害情報の収集・伝達及び被害調査
2　災害広報
3　被災者の救出・救助等の措置
4　被災施設の応急復旧
5　災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
6　被災児童・生徒等に対する応急教育
7　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
8　災害時におけるボランティア活動の支援
9　震災時における被災建築物応急危険度判定
10　震災時及び豪雨時における被災宅地危険度判定
11　自衛隊に対する派遣要請
12　災害救助法の適用に関する事項
13　広島地方気象台との協力による緊急地震速報利用の周知

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第１　本市

（略）

第２　県

1　津波警報等の伝達
2　災害情報の収集及び伝達
3　被害調査
4　災害広報
5　被災者の救出、救助等の措置
6　被災施設の応急復旧
7　災害時における防疫その他保健衛生に関する応急措置
8　被災児童、生徒等に対する応急教育
9　防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
10　災害時におけるボランティア活動の支援
11　被災建築物応急危険度判定
12　被災宅地危険度判定
13　広島地方気象台と協力した緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第２節　風水害予防計画	頁 16

第１　洪水予防対策

（略）

２　河川の改修

（略）

⑷　普通河川の改修《下水道局河川防災課》

本市が管理する普通河川は、653 河川で総延長は約 540 ㎞(平成 29 年 4 月 1 日現在)ある。これらの河川のうち約 5 割は、河積が狭く、かつ、自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。

こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら時間雨量 79.2 ㎜の降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画（附表）の「水防上重要な場所」に定めるところによる。

⑸　ため池の整備《経済観光局農林整備課》

明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。

⑹　（新規）

修　正　後
修　正　理　由 広島県地域防災計画の修正に伴う修正

第１　洪水予防対策

（略）

２　河川の改修

（略）

⑷　普通河川の改修《下水道局河川防災課》

本市が管理する普通河川は、653 河川で総延長は約 540 ㎞(平成 29 年 4 月 1 日現在)ある。これらの河川のうち約 5 割は、河積が狭く、かつ、自然護岸で蛇行しているため流下能力が低く、溢水や護岸崩壊による災害が発生し、農耕地等に被害を与えている。

こうした状況に対処するため、「水防上重要な場所」を重点として整備のために必要な調査を行い、緊急性を考慮しながら時間雨量 79.2 ㎜の降雨に対応できるように改修するものとする。なお、改修予定については、水防計画（附表）の「水防上重要な場所」に定めるところによる。

⑸　ため池の整備《経済観光局農林整備課》

明治時代から昭和初期にかんがい用として作られたため池のほとんどが土堰堤であり、時間が経過し、老朽化している可能性が高くなっている。このため、措置が必要なため池については、低水管理等の対策を管理者に指導する。

⑹　流域治水の取組《下水道局河川防災課》

気候変動により、近年、頻発・激甚化する水災害に対応するため、一級・二級河川を対象として、流域治水プロジェクトが策定され、流域全体のあらゆる関係者が連携の下、河川改修をはじめとする様々な治水対策に取り組んでいる。

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第２節　風水害予防計画	頁 21

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

１　がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約 5,000 か所にも及んでいる。

こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。

(1)　急傾斜地崩壊対策事業の推進《下水道局河川防災課》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。

（新規）

なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば 5,012 か所（令和 4 年 2 月 24 日時点）となっている。

項　　目	内　　容	実　施　担　当
指定と指定に伴う防災工事の働きかけ	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び防災工事の促進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課
指定地区における建築制限	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定により新築等の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課
備　　考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。	

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

１　がけ崩れ・山崩れ災害の予防対策

市域において、がけ崩れ・山崩れにより被害が生じることが予想される箇所は、県の調査結果によれば約 5,000 か所にも及んでいる。

こうした状況を踏まえ、次の事業を積極的に推進する。

(1)　急傾斜地崩壊対策事業等の推進《下水道局河川防災課》

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）に規定する急傾斜地崩壊危険区域の指定要件を備えながら未指定となっている地区については、同区域の指定及び指定に伴う対策事業の推進を県に積極的に働きかける。

また、個人による急傾斜地の対策工事を支援するため、一定の要件を満たす所有者等が実施する対策工事費に対して補助金を支給する。

なお、市域における土砂災害警戒区域（急傾斜）は、県の調査結果によれば 5,006 か所（令和 5 年 9 月 28 日時点）となっている。

項　　目	内　　容	実　施　担　当
指定と指定に伴う対策事業の推進	指定の前提となる住民の同意の取付けについて側面的援助を行い、指定及び対策事業の推進を県に働きかける。	・下水道局河川防災課 ・各区地域整備課
指定地区における建築制限	建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)に基づく災害危険区域の指定により新築等の建築制限を行う。	・都市整備局建築指導課 ・各区建築課
備　　考	急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う行為の制限、防災措置の勧告、改善措置の命令は、県において実施し、崩壊防止工事は、県及び市において実施する。	

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第２節　風水害予防計画	頁 22

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

（略）

２　土石流災害の予防対策

市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば 2,770 か所（令和４年２月24日時点）となっている。

こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。

⑴　砂防事業の促進《下水道局河川防災課》

県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防事業の促進について積極的に働きかけるとともに、当該区域が危険である旨の表示板等の設置を促進する。

また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」及び「安芸南部山系直轄砂防事業」の促進についても積極的に働きかける。

⑵　（略）

３　地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》

（略）

４　宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

⑴　宅地造成工事に対する規制と指導

市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約 65%に当たる 59,126ha が指定されており、令和４年 10 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は 63 か所、432.22ha となっている。

（広島市水防計画別表第５「３　未完成の宅地造成地」参照）

こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。

※　（新規）

修　正　後
修　正　理　由 法改正及び時点修正に伴う修正

第４　土砂災害・宅地災害等の予防対策

（略）

２　土石流災害の予防対策

市域における土砂災害警戒区域（土石流）は、県の調査結果によれば 2,770 か所（令和５年９月28日時点）となっている。

こうした状況を踏まえ、次の対策を積極的に推進する。

⑴　砂防事業の促進《下水道局河川防災課》

県に対し、土砂災害警戒区域（土石流）への砂防事業の促進について積極的に働きかける（削除）。

また、国が実施している「広島西部山系直轄砂防事業」及び「安芸南部山系直轄砂防事業」の促進についても積極的に働きかける。

⑵　（略）

３　地すべり災害の予防対策《下水道局河川防災課、危機管理室災害予防課》

（略）

４　宅地災害の予防対策《都市整備局宅地開発指導課》

⑴　宅地造成工事に対する規制と指導

市域における宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（※）に基づく宅地造成工事規制区域は、これまでに市域面積の約 65%に当たる 59,126ha が指定されており、令和５年 10 月現在、この規制区域内で工事中の宅地造成地は 70 か所、427.62ha となっている。

（広島市水防計画別表第５「３　未完成の宅地造成地」参照）

こうした状況を踏まえ、宅地災害を防止するため、宅地造成の関係者に対して、次の指導と規制を行う。

※　宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和５年５月に施行され、その規制区域を新たに指定し、盛土等の規制を行うこととされたが、規制区域を新たに指定するまでの間は、引き続き従前の規制が行われる。

修　正　前

基本・風水害対策編
第２章　災害予防計画
第６節　避難体制の整備

頁
37～44

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

P37

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
10	基町	基町幼稚園	中区	基町 20-3	教室	1	○	○	—
（新設）									
11	幟町	幟町小学校	中区	幟町 3-10	体育館・教室	3	○	②	○
22	竹屋	西平塚集会所	中区	西平塚町 6-9	集会室	2	○	—	○

（略）

P40

237	楠那	楠那保育園	南区	楠那 7-10	保育室	3	—	②	○

（略）

P42

385	梅林	緑井保育園	安佐南区	緑井八丁目 24-3	保育室	2	—	○	○
（新設）									
386	八木	八木小学校	安佐南区	八木九丁目 17-1	体育館・教室	4	○	○	③

（略）

P43

397	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目 31-1	体育館・教室	4	○	○	②
（新設）									
399	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目 7-1	体育館・教室	3	○	○	②

（略）

P44

529	高南	高南集会所	安佐北区	白木町大字秋山 2391-4	集会室	2	○	○	②

修　正　後

修　正　理　由
時点修正

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

P37

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
10	基町	基町幼稚園	中区	基町 20-3	教室	1	○	○	—
	基町	広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）	中区	基町 15-2-1	コンコース等	7	○	○	○
11	幟町	幟町小学校	中区	幟町 3-10	体育館・教室	3	○	②	○
（削除）									

（略）

P40

237	楠那	楠那保育園	南区	楠那 7-10	保育室	3	—	—	○

（略）

P42

385	梅林	緑井保育園	安佐南区	緑井八丁目 24-3	保育室	2	—	○	○
	梅林	広島市豪雨災害伝承館	安佐南区	八木三丁目 24-23	研修室等	2	—	○	○
386	八木	八木小学校	安佐南区	八木九丁目 17-1	体育館・教室	4	○	○	③

（略）

P43

397	緑井	緑井小学校	安佐南区	緑井四丁目 31-1	体育館・教室	4	○	○	②
	緑井	（近隣地区からの車中避難用）ラクア緑井	安佐南区	緑井五丁目 22-1	４階及び屋上駐車場	4	○	○	○
399	東野	東野小学校	安佐南区	東野一丁目 7-1	体育館・教室	3	○	○	②

（略）

P44

（削除）

修　正　前

基本・風水害対策編
第２章　災害予防計画
第６節　避難体制の整備

頁
45～49

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

P45

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
542	深川	高陽公民館	安佐北区	深川五丁目 13-12	ホール	2	○	○	—
（略）									
544	深川	深川児童館	安佐北区	深川五丁目 12-2	遊戯室	2	○	○	—
（略）									
577	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目 7-2	体育館・教室	4	○	○	○
（新設）									
578	口田	口田南集会所	安佐北区	口田南二丁目 21-23	集会室	1	○	○	○
（略）									
582	大林	大林集会所	安佐北区	大林二丁目 8-33	集会室	2	○	○	○
583	大林	桧山森とむら交流センター	安佐北区	白木町大字市川 6395	体育館・教室	2	—	○	○

（略）

P46

616	可部南	中屋集会所	安佐北区	可部南四丁目 10-37	集会所	1	○	○	—
（新設）									
617	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目 11-1	体育館・教室	3	—	○	○
（略）									
634	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室 1544	体育館・教室	4	○	○	②
（新設）									
635	飯室	安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町大字小河内 4579-3	研修室	2	—	○	○

（略）

P48

771	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目 23-1	体育館・教室	3	○	○	○
（新設）									
772	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目 2-1	体育館・教室	4	○	○	○

（略）

P49

813	五日市中央	鈴峰園保育園	佐伯区	五日市中央四丁目 15-11	保育室	2	○	○	②
（略）									
827	五日市南	広島なぎさ中学校・高等学校	佐伯区	海老山南一丁目 13-15	体育館	2	○	○	○

修　正　後

修　正　理　由
時点修正

指定緊急避難場所一覧表（風水害）

P45

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	階数	災害種別		
							土砂	高潮	洪水
542	深川	高陽公民館	安佐北区	深川五丁目 13-12	ホール	2	○	○	②
（略）									
544	深川	深川児童館	安佐北区	深川五丁目 12-2	遊戯室	2	○	○	②
（略）									
577	口田	口田小学校	安佐北区	口田南二丁目 7-2	体育館・教室	4	○	○	○
	口田	口田児童館	安佐北区	口田南二丁目 7-3	遊戯室	2	○	○	○
578	口田	口田南集会所	安佐北区	口田南二丁目 21-23	集会室	1	○	○	○
（略）									
582	大林	大林集会所	安佐北区	大林二丁目 8-33	集会室	2	○	○	○
（削除）									

（略）

P46

616	可部南	中屋集会所	安佐北区	可部南四丁目 10-37	集会所	1	○	○	—
	可部南	安佐北コミュニティセンター	安佐北区	可部南二丁目 1-38	ホール	6	○	○	②
617	亀山	亀山小学校	安佐北区	亀山五丁目 11-1	体育館・教室	3	—	○	○
（略）									
634	飯室	飯室小学校	安佐北区	安佐町大字飯室 1544	体育館・教室	4	○	○	②
	飯室	飯室児童館	安佐北区	安佐町大字飯室 1544-1	遊戯室	2	○	○	②
635	飯室	安佐小河内集会所	安佐北区	安佐町大字小河内 4579-3	研修室	2	—	○	○

（略）

P48

771	石内北	石内北小学校	佐伯区	石内北三丁目 23-1	体育館・教室	3	○	○	○
	石内北	石内北学区集会所	佐伯区	石内北一丁目 5-33	集会室・談話室等	1	○	○	○
772	藤の木	藤の木小学校	佐伯区	藤の木二丁目 2-1	体育館・教室	4	○	○	○

（略）

P49

（削除）									
（略）									
827	五日市南	広島なぎさ中学校・高等学校	佐伯区	海老山南一丁目 13-10	体育館	2	○	○	○

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第６節　避難体制の整備	頁 50～51

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

P50

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
11	江波小学校	中区	江波南二丁目 2-53	体育館・グラウンド	○	○	―
（新設）							
（新設）							
15	吉島公園	中区	羽衣町 16	公園	○	―	○

（略）

P51

68	広島競輪場	南区	宇品海岸三丁目 6	周辺駐車場・走路内	○	―	○
69	広島市民球場（マツダスタジアム）	南区	南蟹屋二丁目 3-1	――――	○	―	○

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

指定緊急避難場所一覧表（地震・津波・大火）

P50

番号	名称	行政区	所在地	避難場所	災害種別		
					地震	津波	大火
14	江波小学校	中区	江波南二丁目 2-53	体育館・グラウンド	○	○	―
	広島サッカースタジアム（エディオンピースウイング広島）	中区	基町 15-2-1	コンコース等	○	○	―
	旧広島市民球場跡地イベント広場（ひろしまゲートパークプラザ）	中区	基町 5	公園	○	―	○
15	吉島公園	中区	羽衣町 16	公園	○	―	○

（略）

P51

（削除）							
69	広島市民球場（マツダスタジアム）	南区	南蟹屋二丁目 3-1	球場内・正面ゲート付近	○	―	○

修　正　前

基本・風水害対策編
第２章　災害予防計画
第６節　避難体制の整備

頁
55

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
2	白島	安田女子中学高等学校	中区	白島北町 1-41	体育館・体育室	677

修　正　後

修　正　理　由
時点修正

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
2	白島	広島県立文化芸術ホール	中区	白島北町 19-1	4 階リハーサル室	54

修　正　前

基本・風水害対策編
第２章　災害予防計画
第６節　避難体制の整備

頁
59

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
181	湯来西	湯来西小学校	佐伯区	湯来町大字多田甲 2419	体育館・教室	331

修　正　後

修　正　理　由
時点修正

指定避難所一覧表

番号	小学校区	名称	行政区	所在地	避難場所	収容人数
181	湯来西	湯来西公民館	佐伯区	湯来町大字多田 2712	ホール	264

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第８節　自主防災体制の整備	頁 65

第１　自主防災組織の実践活動の促進《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》

（略）

４　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施する自主防災組織研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、自主防災組織のリーダーが集まり、地域の防災活動に関する情報等を共有するリーダー懇談会を実施する。

また、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第１　自主防災組織の実践活動の促進《危機管理室災害予防課、各区地域起こし推進課、消防局予防課、各消防署、市民局男女共同参画課》

（略）

４　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、（削除）

防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。

修　正　前

基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第９節　要配慮者に係る災害の予防対策	頁 68

第１　要配慮者の現況《新規　　》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、（新　規）、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種別	人数（人）	資料出所
高齢者（６５歳以上）	302,154	住民基本台帳（R2.3.31）
在宅ひとり暮らし高齢者	46,008	高齢福祉課　（H29.3.31）
心身障害者・児	※１　47,773	障害福祉課　（R4.3.31）
精神障害者	※２　18,446	精神保健福祉センター（R4.3.31）
（新規）		
乳幼児（０～６歳）	77,979	住民基本台帳（H28.3.31）
外国人市民	19,900	住民基本台帳（R2.9.30）

※１　心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※２　精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

（新規）

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

第１　要配慮者の現況《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、こども未来局こども未来調整課》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種別	人数（人）	資料出所
高齢者（６５歳以上）	308,691	住民基本台帳（R5.3.31）
一人暮らし高齢者（65 歳以上）	63,569	令和２年度国勢調査
心身障害者・児	※１　49,106	障害福祉課　（R5.9.30）
精神障害者	※２　19,354	精神保健福祉センター（R5.3.31）
難病患者	※３　9,999	健康推進課　（R5.3.31）
乳幼児（０～６歳）	64,664	住民基本台帳（R5.3.31）
外国人市民	20,229	住民基本台帳（R5.3.31）

※１　心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※２　精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

※３　難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第２章　災害予防計画 第９節　要配慮者に係る災害の予防対策	頁 69

第２　要配慮者に係る災害の予防対策

（略）

３　外国人市民に対する防災対策の推進《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、救急・防災パンフレットを活用した外国人市民対象の防災講習会や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック（新規）、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。

また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第２　要配慮者に係る災害の予防対策

（略）

３　外国人市民に対する防災対策の推進《市民局国際化推進課、危機管理室災害予防課》

外国人市民の災害時における行動力を高めるため、指定緊急避難場所等の標識の英字併記などの整備を進めるとともに、（削除）外国人市民対象の防災研修や、住民基本台帳の新規登録者世帯等へ配布する外国人市民のための生活ガイドブック（リーフレット版）、避難誘導アプリなどにより、防災情報の提供を積極的に推進する。

また、指定避難所で日本語に不慣れな外国人との意思疎通を円滑に行うとともに、生活を支援するため「外国人避難者対応シート」及び「多言語表示シート」を作成し、指定避難所へ配備するとともに、職員や市民等が活用できるようホームページへ掲載して周知・啓発する。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 90

第６　災害対策本部《危機管理室危機管理課》

（略）

３　組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第６号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

⑴　災害対策本部の組織及び指揮の大要

ア　市災害対策本部の組織及び指揮の大要は、表３－２－１のとおりとする。

イ　各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表３－２－２のとおりとする。

（略）

表３－２－２

⑴　災害対策本部事務局の分掌事務

班　名		要　員	分　掌　事　務
総　務　班		（略）	
統制・検討班		（略）	
情報班	集計担当	（略）	
	各局担当		
	各区担当		
監　視　班		危機管理室職員 消防局職員	１　気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 ２　防災行政無線の運用に関すること。
受　援　班		（略）	

修　正　後

修　正　理　由

防災行政無線同報系のシステム連携により、放送要員が不要となったことに伴う修正

第６　災害対策本部《危機管理室危機管理課》

（略）

３　組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第６号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

⑴　災害対策本部の組織及び指揮の大要

ア　市災害対策本部の組織及び指揮の大要は、表３－２－１のとおりとする。

イ　各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表３－２－２のとおりとする。

（略）

表３－２－２

⑴　災害対策本部事務局の分掌事務

班　名		要　員	分　掌　事　務
総　務　班		（略）	
統制・検討班		（略）	
情報班	集計担当	（略）	
	各局担当		
	各区担当		
監　視　班		危機管理室職員 削　除	１　気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 ２　防災行政無線の運用に関すること。
受　援　班		（略）	

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 97

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	（略）		
	■スタジアム建設部		1　計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること
			2　他課の応援に関すること
			3　（新規）
	（略）		
道路交通局	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●東部地区連続立体交差整備事務所	1　道路の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 4　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	●都市交通部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること 3　公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること
	（新規）		
	（新規）		

修　正　後

修　正　理　由
（都市整備局）サッカースタジアム建設完了に伴う修正 （道路交通局）組織改正に伴う修正

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	（略）		
	■スタジアム建設部		1　計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること
			2　所管施設の防護に関すること
			3　他課の応援に関すること
	（略）		
道路交通局	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 （削除）	1　道路の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 4　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	●公共交通政策部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の（削除）被害状況の確認等に係る広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　（削除）広島ヘリポートの防護に関すること 3　公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること
	●交通施設整備部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　バスターミナルの防護に関すること 3　工事等関係者への協力依頼に関すること
	●東部地区連続立体交差整備事務所		1　東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること 2　工事等関係者への協力依頼に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 98

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

下水道局	●経営企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7　災害関係の予算及び資金に関すること 8　緊急を要する他の課への応援に関すること 9　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10　局の庶務に関すること 11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1　河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3　（新規）
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1　気象情報、水防情報等結情報の収集及び連絡に関すること 2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること 4　所管の樋門の操作に関すること 5　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6　部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7　緊急を要する他の課への応援に関すること 8　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
	施設部	●計画調整課	1　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4　緊急を要する他の課への応援に関すること 5　他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6　下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること
		●管路課 ●施設課	1　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4　部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5　緊急を要する他の課への応援に関すること 6　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関すること

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

下水道局	●経営企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7　災害関係の予算及び資金に関すること 8　緊急を要する他の課への応援に関すること 9　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10　局の庶務に関すること 11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1　河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3　土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1　気象情報、水防情報等結情報の収集及び連絡に関すること 2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること 4　所管の樋門の操作に関すること 5　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6　部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7　緊急を要する他の課への応援に関すること 8　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
	施設部	●計画調整課	1　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4　緊急を要する他の課への応援に関すること 5　他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6　下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること
		●管路課 ●施設課	1　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4　部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5　緊急を要する他の課への応援に関すること 6　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関すること

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 118

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

表３－３－１　特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

種類		発表基準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
	（略）	
	高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	地面現象警報(※１)	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水警報(※１)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	（略）	

修　正　後

修　正　理　由

気象業務法及び計量法施行令の一部を改正する政令の改正に伴う修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

表３－３－１　特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

種類		発表基準
一般の利用に適合するもの	大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表。
	（略）	
	高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。
	土砂崩れ警報	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水警報(※１)	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	（略）	

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 119

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

表３－３－１　特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

種　類		発　表　基　準
一般の利用に適合するもの	（略）	
	低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、気温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表。
	地面現象注意報（※１）	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報（※１）	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
（略）		

修　正　後

修　正　理　由

気象業務法及び計量法施行令の一部を改正する政令の改正に伴う修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

表３－３－１　特別警報、警報及び注意報の種類と発表基準

種　類		発　表　基　準
一般の利用に適合するもの	（略）	
	低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表。具体的には、気温による農作物の被害（冷夏の場合も含む）や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるときに発表。
	土砂崩れ注意報	大雨・大雪等による山崩れ、地すべり等により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
	浸水注意報（※１）	大雨・長雨・融雪等の現象に伴う浸水により、災害が起こるおそれがあると予想される場合。
（略）		

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 120～127

第２　気象情報等の収集及び伝達

警報・注意報発表基準一覧表（略）

修　正　後
修　正　理　由 時点修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

警報・注意報発表基準一覧表（修正（案）19～26 ページ参照）

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市中区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	16	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	旧太田川流域=43.4，天満川流域=23.9，元安川流域=23.1，京橋川流域=5.1	
		複合基準*1	ー	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	旧太田川流域=34.7，天満川流域=19.1，元安川流域=18.4，京橋川流域=4.1	
		複合基準*1	ー	
		指定河川洪水予報による基準	ー	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市東区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	13
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	120
	洪水		流域雨量指数基準	府中大川流域=7.9，矢口川流域=3.3，小河原川流域=6.1
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ20cm
				山地　12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	94
	洪水		流域雨量指数基準	府中大川流域=6.3，矢口川流域=2.5，小河原川流域=4.8
			複合基準*1	―
			指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地　12時間降雪の深さ10cm
				山地　12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3	
	霜		4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3 冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4 気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市南区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	19	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	120	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=22，府中大川流域=13.1	
		複合基準*1	―	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	94	
	洪水	流域雨量指数基準	猿猴川流域=17.6，府中大川流域=10.4	
		複合基準*1	―	
		指定河川洪水予報による基準	―	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市西区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	18	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川（はちまんがわ）流域=6.8	
		複合基準*1	八幡川（はちまんがわ）流域=（11，6.1）	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川（はちまんがわ）流域=5.4	
		複合基準*1	八幡川（はちまんがわ）流域=（7，5.4）	
		指定河川洪水予報による基準	太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温−4℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 安佐南区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	118
	洪水		流域雨量指数基準	山本川流域=5.5，古川流域=21，安川流域=18.4，奥畑川流域=8.9， 大塚川流域=7.5，吉山川流域=12.8
			複合基準*1	山本川流域=(10，4.9)
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]，太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ20cm
				山地：12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	13
			土壌雨量指数基準	93
	洪水		流域雨量指数基準	山本川流域=4.4，古川流域=16.8，安川流域=14.7，奥畑川流域=7.1， 大塚川流域=6，吉山川流域=10.2
			複合基準*1	山本川流域=(6，4.4)
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流[土居・加計・飯室]，太田川下流[中野・矢口第一・祇園大橋]
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ10cm
				山地：12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下*3	
	霜		4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 安佐北区	府県予報区		広島県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		広島・呉	
警報	大雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	17
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	115
	洪水		流域雨量指数基準	鈴張川流域=13，吉山川流域=16.8，小河内川流域=10.9，根谷川流域=17， 南原川流域=9.9，小河原川流域=10.1，栄堂川流域=10.7，山倉川流域=4.9， 行森川流域=5.8，矢口川流域=3.7，三篠川流域=17.6，大毛寺川流域=10.3
			複合基準＊1	三篠川流域=（10，15.8）
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流［土居・加計・飯室］，太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］， 三篠川［中深川］，根谷川［新川橋］
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ20cm
				山地：12時間降雪の深さ45cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	90
	洪水		流域雨量指数基準	鈴張川流域=10.4，吉山川流域=13.4，小河内川流域=8.7， 根谷川流域=13.6，南原川流域=7.9，小河原川流域=8，栄堂川流域=8.5， 山倉川流域=3.9，行森川流域=4.6，矢口川流域=2.9，三篠川流域=14， 大毛寺川流域=8.2
			複合基準＊1	三篠川流域=（9，14）
			指定河川洪水予報による基準	太田川上流［土居・加計・飯室］，太田川下流［中野・矢口第一・祇園大橋］， 三篠川［中深川］，根谷川［新川橋］
	強風		平均風速	12m/s
	風雪		平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ10cm
				山地：12時間降雪の深さ25cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	
	雷		落雷等により被害が予想される場合	
	融雪			
	濃霧		視程	100m
	乾燥		最小湿度35%で実効湿度65%	
	なだれ		①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上＊2	
	低温		夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下＊3	
	霜		4月以降の晩霜　最低気温4℃以下＊4	
	着氷			
	着雪		24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃	
記録的短時間大雨情報			1時間雨量	110mm

＊1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

＊2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

＊3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

＊4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 安芸区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	18	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	118	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬野川流域=14，矢野川流域=7.1，熊野川流域=9.4	
		複合基準*1	瀬野川流域=(11，12.6)，矢野川流域=(11，6.3)， 熊野川流域=(11，8.4)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	93	
	洪水	流域雨量指数基準	瀬野川流域=11.2，矢野川流域=5.6，熊野川流域=7.5	
		複合基準*1	瀬野川流域=(11，11.2)，矢野川流域=(11，5.6)， 熊野川流域=(11，7.5)	
		指定河川洪水予報による基準	—	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。
*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。
*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

警報・注意報発表基準一覧表

令和5年6月8日現在
発表官署　広島地方気象台

広島市 佐伯区	府県予報区	広島県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	広島・呉		
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準	19	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	116	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川（やはたがわ）流域=21.1，石内川流域=10.5，岡ノ下川流域=12.2， 打尾谷川流域=10.9，水内川流域=30.2，伏谷川流域=10.1	
		複合基準*1	ー	
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流［土居・加計・飯室］	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪を伴う
			海上	25m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ20cm
			山地	12時間降雪の深さ45cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	2.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14	
		土壌雨量指数基準	91	
	洪水	流域雨量指数基準	八幡川（やはたがわ）流域=16.8，石内川流域=8.4，岡ノ下川流域=9.7， 打尾谷川流域=8.7，水内川流域=24.1，伏谷川流域=8	
		複合基準*1	ー	
		指定河川洪水予報による基準	太田川上流［土居・加計・飯室］	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s　雪を伴う
			海上	15m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	1.5m	
	高潮	潮位	2.1m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度35%で実効湿度65%		
	なだれ	①降雪の深さ40cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温10℃以上*2		
	低温	夏期：最高気温又は最低気温が平年より6℃以上低い 冬期：最低気温-4℃以下*3		
	霜	4月以降の晩霜　最低気温4℃以下*4		
	着氷			
	着雪	24時間降雪の深さ：平地10cm以上　山地30cm以上 気温：0℃～3℃		
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*3　冬期の気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

*4　気温は広島地方気象台、呉特別地域気象観測所、福山特別地域気象観測所の値。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 128

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

２　洪水予報

（略）

⑷　受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からＦＡＸ及びＥメールで受信する。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

２　洪水予報

（略）

⑷　受信及び伝達

洪水予報が発表された場合、本市は、太田川河川事務所からＥメールで受信する。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 133

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

３　水防警報

（略）

⑹　受信及び伝達

太田川河川事務所からＦＡＸ及びＥメールで、西部建設事務所からＦＡＸで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

３　水防警報

（略）

⑹　受信及び伝達

太田川河川事務所からＥメールで、西部建設事務所からＦＡＸで受信する。水防警報の受信及び伝達は次のとおり行う。

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 134

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

４　氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報

（略）

⑵　通知及び伝達

太田川河川事務所及び西部建設事務所からＦＡＸ及びＥメールで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

４　氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報

（略）

⑵　通知及び伝達

太田川河川事務所からＥメールで、西部建設事務所からＦＡＸ及びＥメールで受信する。水位情報の受信及び伝達は次のとおり行う。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 137

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

５　ダム等の放流に関する情報

（略）

表３－３－３　高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種類		内容
高瀬堰に関する通知	降雨に関する注意報又は警報が発表された時	高瀬堰は、広島地方気象台__月__日__時__分発表の注意・警報により____時____分から洪水警戒体制に入りました。
	流入量が増加した時	高瀬堰は、流入量が 230 ㎥/s を超え、なお増加しているため、____月____日____時____分より洪水警戒体制に入りました。
	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、_____水位観測所の流量が、_____㎥/s を超えなお増加しているため、____月____日____時____分より洪水警戒体制に入りました。
	各地域の雨量増加の時	高瀬堰は、_____流域の____時間連続流域平均累加雨量が____mm を超えなお増加しているため、____月____日____時____分より洪水警戒体制に入りました。
	洪水警戒体制解除	高瀬堰への流入量は、____月____日____時____分現在_____㎥/s に減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、____月____日____時____分に洪水警戒体制を解除しました。
高瀬堰放流に関する通知	流入量増加のための放流	高瀬堰は、流入量が　㎥/s を超えなお増加しているため、　　月　　日　　時　　分から堰の貯留水を放流します。
	（新規）	
	（新規）	
	細則第１４条ただし書きに該当する放流	高瀬堰は、__月____日____時____分_____のため、____時____分から堰の貯留水を放流します。
	規則第 18 条に該当する放流	高瀬堰は、　月　日　時　分　　のため、　時　分から堰の貯留水を放流します。
	ゲート全開の時の通知 （内部機関）	高瀬堰は、__月__日__時__分ゲートを全開しました。

（略）

表３－３－４　大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知

洪水が予想されますので、__月__日__時__分頃から、（新規）水門のゲートを開きます。

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

５　ダム等の放流に関する情報

（略）

表３－３－３　高瀬堰の放流に関する通知の種類と内容

種類			内容
高瀬堰に関する通知	１	降雨に関する注意報又は警報の発表された時	高瀬堰は、広島気象台____月____日____時____分発表の警報により____時____分から洪水警戒体制に入ります。
	２	流入量が増加した時	高瀬堰は、流入量が 230m3/sを越えなお増加しているため、____月____日____時____分より洪水警戒体制に入ります。
	３	各水位観測所の流量増加の時	高瀬堰は、_____水位観測所の流量が　_____m3/sを越えなお増加しているため、____月____日____時____分より洪水警戒体制に入ります。
	４	各流域の雨量増加の時	高瀬堰は、_____流域の____時間連続流域平均累加雨量がmmを越えなお増加しているため、____月____日____時____分より洪水警戒体制に入ります。
	５	洪水警戒体制解除	高瀬堰への流入量は、____月____日____時____分現在_____m3/sに減少し、気象状況からも再出水のおそれが無いと判断されますので、____月____日____時____分に洪水警戒体制を解除します。
高瀬堰の放流に関する通知	１	流入量増加のための放流	高瀬堰への流入量は、　月　日　時　分現在　m3/sに達しなお増加しています。このため　時　分から堰の貯留水を放流します。
	２	上流域雨量増加のための放流	高瀬堰は、　流域の　時間連続流域平均累加雨量が　mmを越えなお増加しているため、　月　日　時　分から堰の貯留水を放流します。
	３	各水位観測所の流量増加　の時	高瀬堰は、　水位観測所の流量が　m3/sを越えなお増加しているため、　月　日　時　分から堰の貯留水を放流します。
	４	細則第１５条ただし書き　に該当する放流	高瀬堰は、____月____日____時____分_____のため、____時____分から堰の貯留水を放流します。
	（削除）		
	５	ゲート全開の時の通知 （削除）	高瀬堰は、____月____日____時____分にゲートを全開にします。

（略）

表３－３－４　（削除）祇園水門の放流に関する通知

太田川の水位が上昇していますので、__月__日__時__分頃から、祇園水門のゲートを開き、太田川放水路に放流します。

修　正　前

基本・風水害対策編
第３章　災害応急対策
第３節　情報の収集及び伝達

頁
138

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

５　ダム等の放流に関する情報

（略）

図３－３－３　大芝水門及び祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

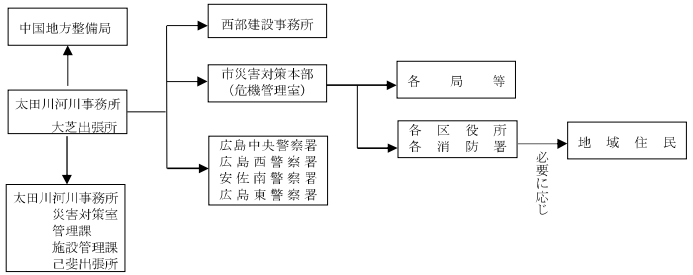

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第２　気象情報等の収集及び伝達

（略）

５　ダム等の放流に関する情報

（略）

図３－３－３　（削除）祇園水門の放流に関する通知の伝達経路

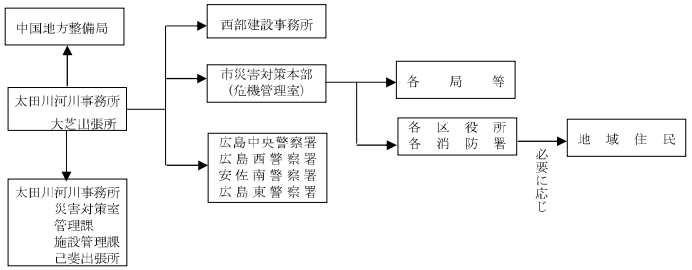

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 152

第３　災害情報の収集、伝達及び報告

（略）

２　被害状況の報告

（略）

⑵　被害情報の区分及び種別

（略）

イ　情報の種別

（略）

(ｲ) 順次収集・伝達する情報

区　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
（略）		
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	Ｃ・市有施設（優先度２及び３）の被害状況 Ｃ・医薬品、医療資機材の要請 Ｃ・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） Ｃ・市民からの要望、苦情、相談 Ｃ・猛獣の逃走 Ｃ・下水道施設の被害状況 Ｃ・感染症発生 Ｃ・食中毒発生 Ｃ・世界遺産の被害状況 Ｃ・ボランティアへのニーズ Ｃ・社会福祉施設の被害状況 Ｃ・仮設トイレの設置要請 Ｃ・し尿の収集要請 Ｃ・ごみの収集要請 Ｃ・消毒必要箇所 Ｃ・災害対策本部要員用食糧等の必要数 （新規）　等	Ｃ・市有施設の復旧状況 Ｃ・医薬品、医療資機材の調達状況 Ｃ・食糧、物資等の調達・配給状況 Ｃ・広報状況 Ｃ・捕獲対策状況 Ｃ・下水道施設の応急復旧状況 Ｃ・患者隔離、消毒の状況 Ｃ・健康診断、予防接種の状況 Ｃ・食中毒患者の状況 Ｃ・食中毒予防広報の実施状況 Ｃ・地区災害協力団体の状況 Ｃ・社会福祉施設の応急復旧状況 Ｃ・仮設トイレの設置 Ｃ・し尿の収集体制、収集状況 Ｃ・ごみの収集体制、収集状況 Ｃ・消毒の状況 Ｃ・公用負担命令の措置状況 Ｃ・罹災証明書の発行状況 Ｃ・埋火葬許可の状況 Ｃ・本部要員用食糧等の確保状況 Ｃ・学校の休校・再開情報 Ｃ・義援金配分情報 Ｃ・仮設住宅情報 Ｃ・営業店舗・銭湯の情報 Ｃ・交通機関情報（運休・運行情報） Ｃ・ボランティアの活動情報　等

修　正　後

修　正　理　由 現状に即した修正

第３　災害情報の収集、伝達及び報告

（略）

２　被害状況の報告

（略）

⑵　被害情報の区分及び種別

（略）

イ　情報の種別

（略）

(ｲ) 順次収集・伝達する情報

区　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
（略）		
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	Ｃ・市有施設（優先度２及び３）の被害状況 Ｃ・医薬品、医療資機材の要請 Ｃ・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） Ｃ・市民からの要望、苦情、相談 Ｃ・猛獣の逃走 Ｃ・下水道施設の被害状況 Ｃ・感染症発生 Ｃ・食中毒発生 Ｃ・世界遺産の被害状況 Ｃ・ボランティアへのニーズ Ｃ・社会福祉施設の被害状況 Ｃ・仮設トイレの設置要請 Ｃ・し尿の収集要請 Ｃ・ごみの収集要請 Ｃ・消毒必要箇所 Ｃ・災害対策本部要員用食糧等の必要数 Ｃ・土砂災害の被害状況　等	Ｃ・市有施設の復旧状況 Ｃ・医薬品、医療資機材の調達状況 Ｃ・食糧、物資等の調達・配給状況 Ｃ・広報状況 Ｃ・捕獲対策状況 Ｃ・下水道施設の応急復旧状況 Ｃ・患者隔離、消毒の状況 Ｃ・健康診断、予防接種の状況 Ｃ・食中毒患者の状況 Ｃ・食中毒予防広報の実施状況 Ｃ・地区災害協力団体の状況 Ｃ・社会福祉施設の応急復旧状況 Ｃ・仮設トイレの設置 Ｃ・し尿の収集体制、収集状況 Ｃ・ごみの収集体制、収集状況 Ｃ・消毒の状況 Ｃ・公用負担命令の措置状況 Ｃ・罹災証明書の発行状況 Ｃ・埋火葬許可の状況 Ｃ・本部要員用食糧等の確保状況 Ｃ・学校の休校・再開情報 Ｃ・義援金配分情報 Ｃ・仮設住宅情報 Ｃ・営業店舗・銭湯の情報 Ｃ・交通機関情報（運休・運行情報） Ｃ・ボランティアの活動情報　等

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第７節　給水及び上水道施設応急対策	頁 177～178

第３　給水対策

（略）

１　給水方法

給水タンク等の応急給水用資機材により近くの拠点給水施設から取水し、市災害対策本部及び災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。また、（新規）

応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓を設置し給水する。

（略）

４　給水能力《水道局維持課》　（令和４年４月１日現在）

給水用資機材名	容　量（ℓ）	数　量（台、基、個）	給水能力（ℓ）	給水量（ℓ／日）	給水可能人口（人／日）
給　水　車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク（積載用）	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	３栓式	15	24,955	374,325	124,775
	４栓式	21	33,274	698,754	232,918
	８栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,262,793	1,087,595

（注）①　１人当たりの給水量は、３ℓ／日として算定。
②　１日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、５回として算定。

（略）

（資料編）３－７－１　緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表

３－７－２　指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図

参考水維－1　地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

（新規）

（新規）

修　正　後

修　正　理　由
現状に即した修正及び時点修正 協定の締結に伴う修正

第３　給水対策

（略）

１　給水方法

給水タンク等の応急給水用資機材により近くの運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。また、飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する際は、これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。なお、応急復旧の各段階において、配水幹線付近や配水支管上に仮設給水栓の設置等を行い、市民の水運搬距離を短くするよう配慮する。この管理運営については地域住民が行う。

（略）

４　給水能力《水道局維持課》　（令和５年４月１日現在）

給水用資機材名	容　量（ℓ）	数　量（台、基、個）	給水能力（ℓ）	給水量（ℓ／日）	給水可能人口（人／日）
給　水　車	1,700	2	3,400	17,000	5,666
	1,800	1	1,800	9,000	3,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
	3,800	1	3,800	19,000	6,333
給水タンク（積載用）	1,000	12	12,000	60,000	20,000
	1,500	2	3,000	15,000	5,000
	2,000	2	4,000	20,000	6,666
仮設給水栓	３栓式	15	24,955	374,325	124,775
	４栓式	31	33,274	1,031,494	343,831
	８栓式	61	33,274	2,029,714	676,571
計				3,595,533	1,198,508

（注）①　１人当たりの給水量は、３ℓ／日として算定。
②　１日当たりの輸送回数は、道路の損壊等を考慮して、５回として算定。

（略）

（資料編）３－７－１　緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表

３－７－２　指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図

参考水維－1　地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

参考水維－3　広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時等における応急給水に関する協議書

参考水維－4　広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時等における応急給水に関する覚書

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第１２節　医療・救護対策	頁 187～188

第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

（略）

（新規）

第６　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課、（　新規　）・精神保健福祉センター》

（略）

第７　こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》

（略）

（新規）

第８　医療機関等への応援要請《健康福祉局（　新規　）地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第５、第６、第７によりＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、こども支援チームの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
（略）			
災害派遣医療チーム（DMAT）	医療・救護全般	「第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
（新規）			
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医療・精神保健活動支援	「第６　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケア	「第７　こども支援チームの派遣要請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
（新規）			
（略）			

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》

（略）

第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局医療政策課、健康推進課》

１　保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第１の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、国へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。

２　保健医療担当局長は、国からの要請に基づき、DHEAT の活動支援を行う。

第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課、健康推進課・精神保健福祉センター》

（略）

第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》

（略）

第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援≪健康福祉局健康福祉企画課≫

１　健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣要請を行う。

２　健康福祉局長は、県からの要請に基づき、災害派遣福祉チームの活動支援を行う。

第10　医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第５、第６、第７、第８、第９によりＤＭＡＴ、ＤＨＥＡＴ、ＤＰＡＴ、こども支援チーム、ＤＷＡＴの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
（略）			
災害派遣医療チーム（DMAT）	医療・救護全般	「第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	保健・医療の指導調整機能	「第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局医療政策課・健康推進課
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医療・精神保健活動支援	「第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケア	「第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
災害派遣福祉チーム（DWAT）	災害時要配慮者に対する福祉支援	「第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 健康福祉企画課
（略）			

修　正　前	
基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第１９節　住宅等応急対策	頁 223

第２　応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

（略）

２　建設方法

（略）

⑵　建設基準

（略）

イ　１個当たりの工事費の限度額

災害救助法による救助の程度、法及び期間並びに実費弁償の基準（令和４年３月31日内閣府告示第37号）に基づき、6,285,000円以内とする。

修　正　後
修　正　理　由 内閣府告示に伴う時点修正

第２　応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

（略）

２　建設方法

（略）

⑵　建設基準

（略）

イ　１個当たりの工事費の限度額

災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和５年６月16日内閣府告示第91号）に基づき、6,775,000円以内とする。

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 242

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
危機管理室	（略）			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予－25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予－26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予－27
		（新規）		

修　正　後

修　正　理　由

協定の締結に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
危機管理室	（略）			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予－25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予－26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予－27
		災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考 危予－28

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 244

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
健康福祉局	医療政策課	（略）		
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
		（新規）		

修　正　後

修　正　理　由

協定の締結に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
健康福祉局	医療政策課	（略）		
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
		災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資料編参考保環-2

修　正　前

基本・風水害対策編 第３章　災害応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 245

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
水道局	（略）			
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維－２
		（新規）		
		（新規）		
（略）				

修　正　後

修　正　理　由

協定の締結に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
水道局	（略）			
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維－２
		災害時等の応急給水場所の提供	日本郵便株式会社	資料編参考水維－３
		災害時等の応急給水場所の提供	㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考水維－４
（略）				

修　正　前	
基本・風水害対策編 第４章　災害復旧・復興計画 第４節　生活援護計画	頁 260

第２　被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》

本市は被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳を活用したきめ細やかな支援を行う。

修　正　後
修　正　理　由 国の防災基本計画の修正に伴う修正

第２　被災者に対する支援《健康福祉局健康福祉企画課、各局担当課》

本市は被災の状況に応じ、次表の支援策など、被災者の支援を早期に決定するとともに、支援策の一覧表の配布や被災者支援ナビ等による広報活動を通じて、被災者等に周知を図る。また、被災者台帳等を活用し、一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、きめ細やかな支援（災害ケースマネジメント）を継続的に実施する。

修　正　前

基本・風水害対策編 第４章　災害復旧・復興計画 第５節　企業等援護計画	頁 271

第１　農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

（略）

２　林業関係

令和４年10月20日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林及び林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%１施設当たり 300 万円（特認 600 万円）	0.30～0.70%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%	0.30～0.70%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.30～0.70%	30 年以内（林業経営改善計画による：40 年以内、森林施業計画による：50 年以内）	20 年以内（林業経営改善計画による:25 年以内、森林施業計画による:35 年以内）	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.30～0.70%	15 年以内	5 年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.30～0.70%	20 年以内（林業経営改善計画による：25 年以内）	3 年以内（林業経営改善計画による：7 年以内）	
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	一般　600 万円（特認　年間経営費の 12 分の６以内）	0.30～0.70%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	（略）					
	事業資金						

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

第１　農林漁業関係の融資《経済観光局農政課・農林整備課・水産課》

（略）

２　林業関係

令和５年10月19日現在

資金名		融資の対象	融資限度額	年利率	償還期間	据置期間	主な取扱金融機関
農林漁業施設資金	主務大臣指定施設	素材、樹苗、特用林産物の生産、造林及び林産物の処理加工、流通又は販売に必要な機械・施設、森林レクリエーション施設、林業生産環境施設等の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%１施設当たり 300 万円（特認 600 万円）	0.55～1.10%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
	共同利用施設	森林組合、同連合会等が行う林産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他の共同利用施設の復旧	融資を受ける組合等の負担する額の 80%	0.55～1.10%	20 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 農林中央金庫
林業基盤整備資金	造林	台風、異常降雪等による被害造林地の復旧のための造林及び雪起し等の育林に要する経費	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.55～1.10%	30 年以内（林業経営改善計画による：40 年以内、長伐特認等による：50 年以内）	20 年以内（林業経営改善計画による:25 年以内、長伐特認等による:35 年以内）	日本政策金融公庫 農林中央金庫
		樹苗養成施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.55～0.95%	15 年以内	5 年以内	
	林道	林道及びこれらの付帯施設の復旧	融資を受ける者の負担する額の 80%	0.55～1.10%	20 年以内（林業経営改善計画による：25 年以内）	3 年以内（林業経営改善計画による：7 年以内）	
農林漁業セーフティネット資金（災害等資金）		災害等により被害を受けた経営の再建	一般　600 万円（特認　年間経営費の 12 分の６以内）	0.55～0.95%	15 年以内	3 年以内	日本政策金融公庫 連合会等の受託金融機関
天災資金	経営資金	（略）					
	事業資金						

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第１節　電力施設	頁 281

第10　広島市との連絡体制

１　連絡窓口

区　　分		昼　　間	夜　間（休日）
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱ 広島ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （災害対策本部）	設　置　中	支援班（総務課）TEL　545-2106 FAX　545-2127	
	設置されていない場合	総務課 TEL　545-2106 FAX　545-2127	総務課 TEL　090-9507-6815
広島市災害対策本部	設　置　中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL　504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL　504-2656	

※停電情報については、原則として，災害対策本部設置時は，本社総本部（広島県域対応）から各ネットワークセンター（広島，矢野，広島北，廿日市）エリアをとりまとめのうえ，FAX により情報提供を行う。

修　正　後

修　正　理　由

連絡体制の見直し及び組織変更に伴う修正

第10　広島市との連絡体制

１　連絡窓口

区　　分		昼　　間	夜　間（休日）
中国電力ﾈｯﾄﾜｰｸ㈱ 広島ﾈｯﾄﾜｰｸｾﾝﾀｰ （災害対策本部）	設　置　中	支援班（総務課）TEL　545-2106 FAX　545-2127	
	設置されていない場合	総務課 TEL　545-2106 FAX　545-2127	総務課 TEL　090-9507-6815
広島市災害対策本部	設　置　中	災害対策本部/危機管理室危機管理課 TEL　504-2596	
	設置されていない場合	危機管理室災害対策課 TEL　504-2656	

※停電情報については、原則として，災害対策本部設置時は，広島ネットワークセンター広報班から各ネットワークセンター（広島，（削除），広島北，廿日市）エリアをとりまとめのうえ，FAX により情報提供を行う。

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第４節　交通輸送施設	頁 318～319

第５　広島電鉄株式会社

（略）

⑵　通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

○　災害発生時の通報ルート

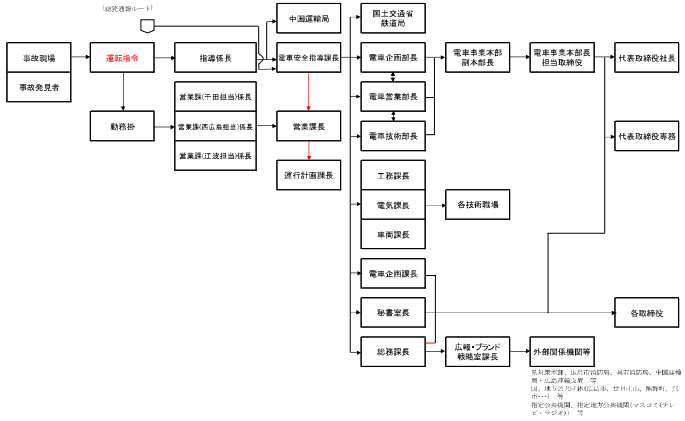

イ　バス事業本部

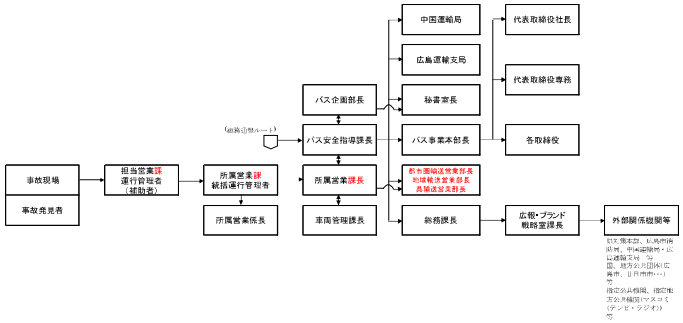

修　正　後

修　正　理　由
機構改正に伴う修正

第５　広島電鉄株式会社

（略）

⑵　通報連絡体制

広島市危機管理室との連絡場所を経営管理本部総務部総務課とする。

○　災害発生時の通報ルート

ア　電車事業本部

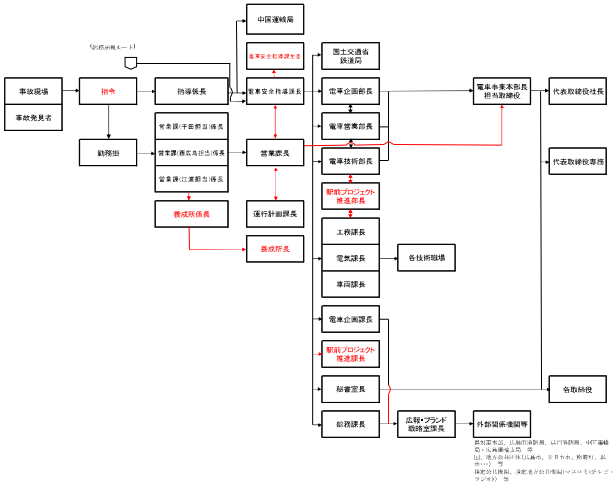

イ　バス事業本部

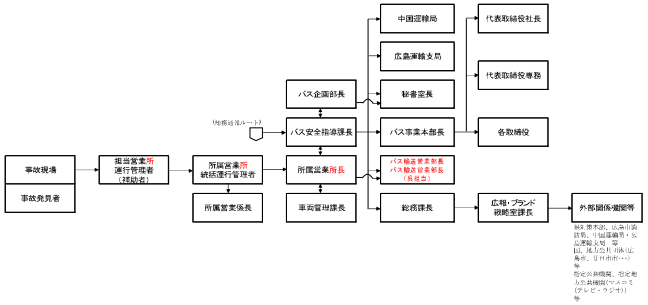

修　正　前

基本・風水害対策編 第５章　公益事業等防災計画 第５節　放送機関	頁 339

第２　株式会社中国放送

１　災害時における関係情報の受信担当

⑴　広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長

⑵　夜間・休日・祝日の場合

報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長

２　災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置

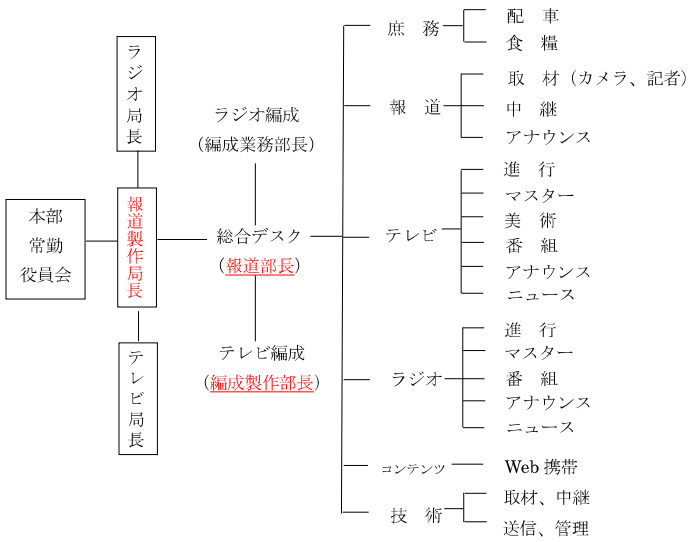

３　災害時の放送番組の編集・放送

災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。

修　正　後

修　正　理　由

担当部署名及び役職の変更に伴う修正

第２　株式会社中国放送

１　災害時における関係情報の受信担当

⑴　広島市企画総務局広報課－中国放送報道部長

⑵　夜間・休日・祝日の場合

報道部員（取材部員）－報道部デスク－報道部長

２　災害対策本部の設置

災害が発生した場合対策本部を設置する。

報道局のほか関係局の配置

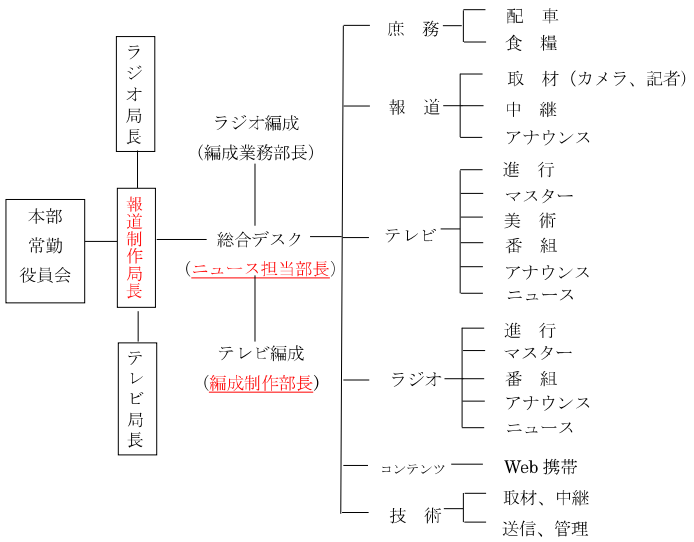

３　災害時の放送番組の編集・放送

災害時にあっては、広島市と中国放送との協定を遵守し、すべて当社対策本部の指示に従って編集し、放送する。内容は速報、臨時ニュース、特別番組など。

修　正　前	
水防計画 第４章　避難対策 第１節　注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	頁 410

第１　注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等

（略）

４　津波を警戒する場合

国外での地震（新規）による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合において、津波の危険性を判断する際は、広島地方気象台等からの情報を踏まえる。

修　正　後
修　正　理　由 国の防災基本計画の修正に伴う修正

第１　注意喚起、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達の判断基準等

（略）

４　津波を警戒する場合

国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合において、津波の危険性を判断する際は、広島地方気象台等からの情報を踏まえる。

修　正　前

水防計画 第４章　避難対策 第３節　災害種別に応じた避難	頁 422

第４　津波への対応

１　状況に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動（※５）
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※１）	【災害対策本部】	１　必要な区域（※３）に避難指示を発令する（※４）。 **約１分　約５秒　約１分** **【サイレン】【休止】【サイレン】** ２　必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	１　直ちに避難する。 ２　指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※６） 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 ３　人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
国外での地震＿＿＿＿＿による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】（※２）	１　津波に関する気象情報等を収集・把握する。 ２　必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。

※１　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても１分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。
※２　津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。
※３　津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。
※４　構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。
※５　住民の行動は、震災対策編第４章第３節の津波災害の予防対策を参考にする。
※６　堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ３日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。
また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

修　正　後

修　正　理　由

国の防災基本計画修正に伴う修正

第４　津波への対応

１　状況に応じた対応

状況	本市の体制	本市の対応	住民の行動（※５）
津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合（※１）	【災害対策本部】	１　必要な区域（※３）に避難指示を発令する（※４）。 **約１分　約５秒　約１分** **【サイレン】【休止】【サイレン】** ２　必要な指定緊急避難場所を開設するとともに、開設した指定緊急避難場所を周知する。	１　直ちに避難する。 ２　指定緊急避難場所等への移動中に、目前急迫の浸水危険にさらされ、移動が困難となった場合は、付近の堅固な建築物や浸水時緊急退避施設に避難する。屋外の移動に危険が伴う場合には、建物内の安全な場所（上階）に待避する。（※６） 状況が落ち着くのを待って、より安全な場所へ移動する。 ３　人命に関わる緊急事態が発生した場合は、119 番通報をはじめあらゆる手段を用い、区役所又は消防署へ連絡する。
国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合	【必要に応じた体制】（※２）	１　津波に関する気象情報等を収集・把握する。 ２　必要に応じ、防災行政無線等により、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。	テレビ・ラジオ等を通じて津波等の情報に注意する。

※１　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くても１分程度以上の長い揺れを感じた場合も同様とする。
※２　津波注意報等が発表された場合は、原則として上記と同様の対応を行う。
※３　津波注意報、津波警報が発表された場合ごとに定めた区域とする。
※４　構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。
※５　住民の行動は、震災対策編第４章第３節の津波災害の予防対策を参考にする。
※６　堅固な建築物の上階に住む人は、あらかじめ３日分程度の水や食料を備えておけば移動しない方が安全である。
また、津波浸水想定区域図等を活用し、日頃から地域の浸水想定状況を確認の上、一時的な避難先とする浸水時緊急退避施設や付近の堅固な建築物等の所在、避難経路を確認しておく。

修　正　前

水防計画 （付表）別表第５　水防上重要な場所	頁 459～467

１　河川・海岸等の重要な場所

（略）

⑶　直轄管理河川（太田川水系）《国土交通省太田川河川事務所》

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長（m）	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K800	1,600	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600～0K400	1,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000～0K000	3,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600～0K400	2,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K300	850	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K300	860	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区戸坂惣田1丁目	広島市	8K850～9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	5K000～5K300	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長束1丁目～長束3丁目	広島市	7K100～7K300	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K300～7K540	240	堤体漏水・すべり （堤防詳細点検）	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K540～7K300	360	堤体漏水・すべり （堤防詳細点検）	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730～8K300	270	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目、東原1丁目	広島市	7K800～8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500～8K700（漏水重点監視）	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100～10K200	100	漏水（堤防詳細点検）	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500～10K700（漏水重点監視）	200	漏水（堤防詳細点検）	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700～10K900	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160～11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400～11K800（漏水重点監視）	400	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500～11K600	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600～11K800（漏水重点監視）	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目～口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800～12K900	1,100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400～12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400～14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200～14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区玖村	広島市	14K500～14K850	300	水衝部（高水護岸無し）	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000～15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目、可部南3丁目～可部南4丁目、可部1丁目、亀山1丁目	広島市	15K790～18K400	2,610	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	15K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800～18K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200～18K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～19K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～18K600 19K000～19K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	19K400～19K500	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800～20K550	750	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800～21K350	550	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K0～21K900	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950～23K600	650	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	筒瀬橋	広島市	22K950		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K0～24K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

他８枚

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

１　河川・海岸等の重要な場所

（略）

⑶　直轄管理河川（太田川水系）《国土交通省太田川河川事務所》

修正（案）　47～55 ページ参照

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
1	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K800	1,600	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区草津港1丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C0K600～0K400	1,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	太田川	左	堤体漏水	A	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K400～C1K600	1,800	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町4丁目	広島市	C3K000～0K000	3,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区	広島市	C1K600～0K400	2,000	高潮	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区横川新町、打越町	広島市	3K000～3K500	500	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	太田川	左	堤体漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K800	850	堤体漏水・すべり	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市西区大宮2丁目～大宮3丁目、大芝3丁目	広島市	4K950～5K800	850	漏水	月ノ輪	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区戸坂惣田1丁目	広島市	8K850～9K400	550	水衝部	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
12	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区長東1丁目～長東3丁目	広島市	5K000～5K800	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
13	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区長東1丁目～長東3丁目	広島市	7K100～7K300	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
14	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K300～7K540	240	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
15	太田川	右	堤体漏水	要	広島市安佐南区西原2丁目～西原3丁目	広島市	7K540～7K800	260	堤体漏水・すべり (堤防詳細点検)	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
16	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目	広島市	7K730～8K000	270	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
17	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区西原3丁目、西原7丁目、東原1丁目	広島市	7K800～8K390	590	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
18	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東原1丁目	広島市	8K500～8K700 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
19	太田川	右	基礎地盤漏水	要	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K100～10K200	100	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区東野1丁目	広島市	10K500～10K700 (漏水重点監視)	200	漏水 (堤防詳細点検)	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
21	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区東野3丁目、川内1丁目	広島市	10K700～10K900	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
22	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K160～11K700	540	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内3丁目	広島市	11K400～11K800 (漏水重点監視)	400	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
23-2	太田川	右	基礎地盤漏水	A	広島市安佐南区川内6丁目	広島市	12K550～12K650 (漏水重点監視)	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
24	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
25	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区川内6丁目、八木1丁目～八木2丁目、八木5丁目	広島市	12K730～13K600	870	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
26	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目	広島市	11K500～11K600	100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
27	太田川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区口田2丁目	広島市	11K600～11K800 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
28	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区口田1丁目～口田2丁目、口田5丁目	広島市	11K800～12K900	1,100	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
29	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区口田2丁目、口田5丁目	広島市	12K400～12K900	500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
30	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	13K400～14K000	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
31	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区落合2丁目	広島市	14K200～14K800	600	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
32	太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市安佐北区狩村	広島市	14K500～14K850	300	水衝部 (高水護岸無し)	木流し	可部出張所	広島県西部建設事務所
33	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目	広島市	15K000～15K400	400	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
34	太田川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区可部南1丁目、可部南2丁目～可部南4丁目、可部1丁目、亀山1丁目	広島市	15K790～18K400	2,610	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
35	太田川	左	工作物	B	太田川橋	広島市	18K023		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部1丁目	広島市	17K800～18K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
37	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区亀山1丁目	広島市	18K200～18K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
38	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～19K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	太田川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	18K400～18K600 19K000～19K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区亀山南1丁目	広島市	19K400～19K500	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	19K800～20K550	750	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	20K800～21K350	550	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町柳瀬	広島市	21K000～21K900	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	22K950～23K600	650	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	太田川	左	工作物	B	篭瀬橋	広島市	22K945		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
46	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K000～24K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
47	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町今井田	広島市	24K200～24K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K600～25K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大野	広島市	25K800～26K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町大野	広島市	26K000～26K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	太田川	左	工作物	B	共栄橋	広島市	26K216		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
52	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	26K800～27K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
53	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町中河内	広島市	27K200～27K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
54	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬	広島市	28K200～28K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
55	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K600～29K800	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
56	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町姫瀬・飯室	広島市	28K800～30K000	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
57	太田川	左	工作物	A	壬辰橋	広島市	29K213		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
58	太田川	左	工作物	A	長沢橋	広島市	30K638		桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
59	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町宇津	広島市	30K400～30K750	350	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
60	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K000～31K100	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
61	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町油木	広島市	31K600～31K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
62	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K400～32K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
63	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K600～32K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
64	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町布	広島市	32K800～33K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
65	太田川	左	工作物	B	大川橋	広島市	32K942		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
66	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	33K400～33K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
67	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町布	広島市	34K400～34K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
68	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K000～36K100	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
69	太田川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区安佐町小浜	広島市	35K800～36K100	300	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
70	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K600～36K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
71	太田川	左	工作物	B	宇賀大橋	広島市	36K702		桁下高不足 径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
72	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町小河内	広島市	36K800～36K850	50	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
73	太田川	左	工作物	B	太田川第一橋梁(旧JR可部線)	広島市	36K860		径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
74	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐南区八木5丁目、八木9丁目	広島市	14K200～15K380	1,180	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
75	太田川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区八木9丁目、八木8丁目	広島市	15K750～16K170	420	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
76	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K200～17K800	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
77	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区八木町	広島市	17K800～19K800	2,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
78	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	21K800～22K400	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
79	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K400～22K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
80	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町筒瀬	広島市	22K600～22K850	250	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
81	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K200～25K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
82	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K400～25K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
83	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町宮野	広島市	25K800～25K900	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
84	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町後山	広島市	26K500～26K800	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
85	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K400～27K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
86	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800～28K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
87	太田川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部町川平	広島市	27K800～28K200	400	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
88	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	28K500～29K400	900	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
89	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K000～29K100	100	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
90	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町毛木	広島市	29K400～29K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
91	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K400～30K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
92	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町長沢	広島市	30K600～30K900	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
93	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K400～31K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
94	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	31K800～32K200	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
95	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町岩宿	広島市	32K200～32K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
96	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
97	太田川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区安佐町川井	広島市	32K700～32K900	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
98	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町間野平	広島市	33K400～34K000	600	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
99	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K600～34K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
100	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町野冠	広島市	34K800～35K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
101	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町鹿之巣	広島市	37K000～37K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
102	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	37K900～38K200	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
103	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K200～38K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
104	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K400～38K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
105	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	38K600～38K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
106	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K000～39K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
107	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町追崎	広島市	39K200～39K500	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
108	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K200～40K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
109	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区安佐町多良後	広島市	40K400～40K500	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
110	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字来見	安芸太田町	39K600～40K050	450	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
111	太田川	左	工作物	B	太田川第二橋梁(旧JR可部線)	広島市	39K960		径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
112	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字船場	安芸太田町	40K300～40K600	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
113	太田川	左	工作物	B	太田川第三橋梁(旧JR可部線)	広島市	41K835		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
114	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字澄合	安芸太田町	43K400～43K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
115	太田川	左	工作物	B	太田川第四橋梁(旧JR可部線)	広島市	44K703		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
116	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町平佐	広島市	45K000～45K400	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
117	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町平佐	広島市	45K600～45K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
118	太田川	左	工作物	B	津伏橋	広島市	45K897		桁下高不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
119	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K100～47K600	1,500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
120	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K400～46K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
121	太田川	左	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	46K600～47K000	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
122	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町久日市	広島市	47K000～47K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
123	太田川	左	工作物	B	安水橋	広島県	47K485		桁下高不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
124	太田川	左	工作物	B	大前橋	広島市	47K540		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	広島県西部建設事務所
125	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
126	太田川	左	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～48K000	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
127	太田川	左	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
128	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K400～48K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
129	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K600～49K000	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
130	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	48K800～49K100	300	断面不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
131	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	49K000～49K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
132	太田川	左	工作物	B	太田川第五橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	49K185		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
133	太田川	左	工作物	B	吉ヶ瀬橋	中国電力	49K275		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
134	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字光石	安芸太田町	49K800～50K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
135	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K200～51K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
136	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K400～51K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
137	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野字附地	安芸太田町	51K800～51K900	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
138	太田川	左	工作物	B	筒賀橋	広島県	51K912		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
139	太田川	左	工作物	B	砂ケ瀬橋	安芸太田町	52K343		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
140	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町坪野	安芸太田町	53K000～53K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
141	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K400～53K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
142	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町津浪	安芸太田町	53K600～54K500	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
143	太田川	左	工作物	B	太田川第六橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	53K675		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
144	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K400～55K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
145	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字香草	安芸太田町	55K600～56K700	1,100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
146	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川，加計，山崎	安芸太田町	57K100～57K400	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
147	太田川	左	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町大加計字丁川，加計，山崎	安芸太田町	57K100～57K400	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
148	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川，加計，山崎	安芸太田町	57K400～57K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
149	太田川	左	工作物	B	旭橋	安芸太田町	57K500		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
150	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町大加計字丁川，加計，山崎	安芸太田町	57K800～57K900	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
151	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600～58K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
152	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K800～59K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
153	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K200～59K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
154	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K400～59K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
155	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鵜渡瀬	安芸太田町	59K600～59K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
156	太田川	左	工作物	B	鮎ヶ平橋	安芸太田町	59K833		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
157	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K400～60K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
158	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	60K600～60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
159	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600～61K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
160	太田川	左	工作物	B	堂見橋	広島県	61K772		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
161	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K800～62K400	600	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
162	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	62K400～62K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
163	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K200～63K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
164	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	63K400～63K900	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
165	太田川	左	工作物	A	上殿橋	安芸太田町	63K960		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
166	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K000～64K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
167	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K600～64K750	150	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
168	太田川	左	工作物	B	鶴大橋	広島県	64K766		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
169	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	64K900～65K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
170	太田川	左	工作物	B	鶴橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	65K066		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
171	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上殿	安芸太田町	65K400～66K000	600	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
172	太田川	左	工作物	B	鶴橋	安芸太田町	65K631		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
173	太田川	左	工作物	B	其角排水樋門	安芸太田町	65K660		管体クラック 注口側法面剪クラック		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
174	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町	安芸太田町	66K800～67K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
175	太田川	左	工作物	B	土居橋	中国電力	67K200		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
176	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K600～68K000	400	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
177	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	67K800～68K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
178	太田川	左	工作物	B	土居橋梁(旧JR可部線)	安芸太田町	68K010		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
179	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K200～69K400	1,200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
180	太田川	左	基礎地盤漏水	A	山県郡安芸太田町土居	安芸太田町	68K750～68K850	100	漏水 (実績有り)	月ノ輪	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
181	太田川	左	工作物	B	グランド橋	安芸太田町	69K694		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
182	太田川	左	工作物	B	花治山橋	安芸太田町	69K709		桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
183	太田川	左	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	70K100～70K300	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
184	太田川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町土居字粒谷	安芸太田町	69K900～70K200	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
185	太田川	左	工作物	B	小原橋	安芸太田町	70K223	－	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
186	太田川	左	工作物	B	遊谷橋梁	JR	70K624		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
187	太田川	左	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K800～71K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
188	太田川	左	工作物	B	明神橋	安芸太田町	70K839	-	桁下高不足 径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
189	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600～41K900	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
190	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K600～41K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
191	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900～42K800	900	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
192	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字津都見	安芸太田町	41K900～43K000	1,100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
193	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K000～44K100	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
194	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100～44K600	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
195	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K100～44K700	600	(護岸老朽)		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
196	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K400～44K700	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
197	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町穴字程原	安芸太田町	44K600～44K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
198	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K400～45K700	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
199	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	45K700～46K200	500	断面不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
200	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町津伏	広島市	46K200～46K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
201	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K200～47K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
202	太田川	中州	基礎地盤漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	安水橋より上流に向かって本川側	240	漏水(実績有り)	月ノ輪	加計出張所	広島県西部建設事務所
203	太田川	右	堤体漏水	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K600～47K800	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
204	太田川	右	堤体漏水	B	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	47K800～48K000	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
205	太田川	右	越水(溢水)	B	広島市佐伯区湯来町小原	広島市	47K400～47K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
206	太田川	右	越水(溢水)	A	広島市佐伯区湯来町大前	広島市	48K000～48K300	300	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	広島県西部建設事務所
207	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字宮ケ瀬	安芸太田町	49K200～49K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
208	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K400～50K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
209	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600～50K850	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
210	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町中筒賀字向光石	安芸太田町	50K600～50K850	250	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
211	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K550～51K800	250	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
212	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字田之尻	安芸太田町	51K800～51K850	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
213	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ケ瀬	安芸太田町	52K200～52K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
214	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字砂ケ瀬	安芸太田町	52K400～52K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
215	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字小原	安芸太田町	53K200～53K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
216	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	54K600～55K000	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
217	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字辻ノ河原	安芸太田町	55K000～55K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
218	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町中筒賀字遅越	安芸太田町	55K600～55K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
219	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町大字加計字上原	安芸太田町	58K200～58K600	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
220	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字木坂	安芸太田町	58K600～58K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
221	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K400～59K800	400	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
222	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	59K700～60K200	500	水衝部 (護岸老朽,高不足)	木流し	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
223	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町加計字鮎ヶ平	安芸太田町	60K200～60K250	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
224	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K600～60K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
225	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	60K800～61K600	800	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
226	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下殿河内	安芸太田町	61K600～61K700	100	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
227	太田川	右	堤体漏水	A	山県郡安芸太田町下筒賀字西調子	安芸太田町	61K600～61K700	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
228	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K000～62K500	500	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
229	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	62K800～63K700	900	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
230	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下筒賀字高下	安芸太田町	63K000～63K200	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
231	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町中筒賀字松原	安芸太田町	64K800～65K100	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
232	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀字正地	安芸太田町	66K600～66K800	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
233	太田川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町中筒賀	安芸太田町	67K200～67K400	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
234	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K400～69K600	200	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
235	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～69K850	50	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
236	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町下本郷	安芸太田町	69K800～70K000	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
237	太田川	右	越水(溢水)	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K400～70K600	200	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
238	太田川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町上本郷	安芸太田町	70K700～71K000	300	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	滝山川	左	工作物	B	滝山川橋	広島県	0K274		径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
2	中祖川	左	工作物	B	中祖橋	広島県	0K272		桁下高不足、径間長不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
3	滝山川	左	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K400～0K670	270	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
4	中祖川	左	工作物	B	井手ケ平橋	安芸太田町	0K552		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
5	滝山川	左	工作物	B	川北橋	安芸太田町	0K843		桁下高不足		加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
6	滝山川	右	堤体漏水	B	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	1K0～1K100	100	断面不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
7	中祖川	右	越水(溢水)	A	山県郡安芸太田町加計字天神町	安芸太田町	0K350～0K400	50	堤防高不足	積み土嚢	加計出張所	西部建設事務所安芸太田支所
1	根谷川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K200～2K000	800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部南二丁目	広島市	1K600～1K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部二丁目	広島市	2K400～2K700 3K300～3K800	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	根谷川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K600～3K800 4K600～5K000	600	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	根谷川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部三丁目、八丁目	広島市	3K800～5K000	1,200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～0K200	200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7	根谷川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区可部東一丁目～四丁目	広島市	1K400～3K000	1,500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
8	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東一丁目	広島市	1K400～1K800	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部東二丁目	広島市	2K300～2K500	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	根谷川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区可部町大字上原	広島市	3K800～4K600	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	根谷川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区可部東五丁目	広島市	3K600～4K800	1,200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	根谷川	左	工作物	B	丸田橋	広島市	1K166	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
14	根谷川	左	工作物	B	新川橋歩道橋	広島市	2K200	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
15	根谷川	左	工作物	B	新川橋	広島市	2K200	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
16	根谷川	左	工作物	A	上原橋	広島市	2K881	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
17	根谷川	左	工作物	B	寺山橋	広島市	3K378	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
18	根谷川	左	工作物	B	高松橋	広島市	3K624	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
19	根谷川	左	工作物	B	吉田橋	広島市	4K017	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
20	根谷川	左	工作物	B	東原橋	広島市	4K660	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
1	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	-0K100～0K100 (漏水重点監視)	200	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
2	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K100～0K320	220	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
3	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K380～0K500	120	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
4	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K600～0K700 (漏水重点監視)	100	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目	広島市	0K700～0K900	200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
5-2	三篠川	左	基礎地盤漏水	A	広島市安佐北区深川一丁目～三丁目	広島市	0K900～1K100 (漏水重点監視)	200	漏水	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
6	三篠川	左	基礎地盤漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	1K700～4K300	2,600	漏水(堤防詳細点検)	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-1	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	0K800～2K300	1,500	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
7-2	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川一丁目～七丁目	広島市	2K600～4K400	1,800	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
9	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川七丁目	広島市	3K900～4K200	300	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
10	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K600～4K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
11	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～5K000	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
12	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K800～4K880	80	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
13	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～6K400	1,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
14	三篠川	左	堤体漏水	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K400～5K900	500	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
15	三篠川	左	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K100～9K200	3,100	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
16	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K000～7K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
17	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K200～7K600	400	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
18	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	7K600～7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
19	三篠川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	8K000～9K000	1,000	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
20	三篠川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	9K400～9K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
21	三篠川	左	工作物	B	深川橋	広島県	0K696	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
22	三篠川	左	工作物	A	亀崎橋	広島市	1K987	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
23	三篠川	左	工作物	B	亀崎橋歩道橋	広島市	1K997	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
24	三篠川	左	工作物	A	薬師橋	広島市	2K511	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
25	三篠川	左	工作物	A	横川橋	広島市	2K878	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
26	三篠川	左	工作物	A	陰地橋	広島市	3K707	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
27	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第3橋梁	JR	4K148	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
28	三篠川	左	工作物	A	一之瀬橋	広島県	4K266	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
29	三篠川	左	工作物	A	養老橋	広島市	4K874	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
30	三篠川	左	工作物	A	新鳥越橋	広島県	5K757	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
31	三篠川	左	工作物	A	JR芸備線三篠川第2橋梁	JR	5K827	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
32	三篠川	左	工作物	A	鳥越橋	広島市	5K930	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
33	三篠川	左	工作物	A	上深川橋	広島市	6K566	－	径間長不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
34	三篠川	左	工作物	A	抱岩歩道橋	広島市	7K129	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
35	三篠川	左	工作物	A	下西橋	広島市	7K753	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
36	三篠川	左	工作物	A	西中橋	広島市	8K389	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
37	三篠川	左	工作物	A	上西橋	広島市	9K028	－	桁下高不足		可部出張所	広島県西部建設事務所
38	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	0K000～1K400	1,400	堤体漏水・すべり	月ノ輪	可部出張所	広島県西部建設事務所
39	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K000～1K200	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
40	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川二丁目	広島市	1K200～1K400	200	堤体漏水	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
41	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K400～2K600	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
42	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K000～3K100	100	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
43	三篠川	右	堤体漏水	A	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	2K600～3K060	460	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
44	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200～5K000	800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
45	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	4K200～4K400	200	断面不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
46	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K200～5K400	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
47	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	5K600～5K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
48	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区上深川町	広島市	6K600～6K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
49	三篠川	右	堤体漏水	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K400～9K600	2,200	堤体漏水・すべり	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
50	三篠川	右	越水(溢水)	B	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K600～7K800	200	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
51	三篠川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐北区狩留家町	広島市	7K800～9K600	1,800	堤防高不足	積み土嚢	可部出張所	広島県西部建設事務所
52	三篠川	右	新堤防・破堤後・旧川跡	要	広島市安佐北区深川四丁目	広島市	3K100～3K400	300	新堤防		可部出張所	広島県西部建設事務所
1	第1古川	左	堤体漏水	A	広島市安佐南区中筋四丁目	広島市	2K660～3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
2	第1古川	左	越水(溢水)	A	広島市安佐南区川内二丁目	広島市	2K800～3K000	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
3	第1古川	左	越水(溢水)	B	広島市安佐南区緑井六丁目	広島市	4K700～4K900	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
4	第1古川	右	基礎地盤漏水	B	広島市安佐南区古市一丁目	広島市	2K080～2K500	420	漏水	月ノ輪	大芝出張所	広島県西部建設事務所
5	第1古川	右	堤体漏水	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K660～3K000	340	断面不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
6	第1古川	右	越水(溢水)	A	広島市安佐南区中須二丁目	広島市	2K800～3K000	200	堤防高不足	積み土嚢	大芝出張所	広島県西部建設事務所
1	旧太田川	右	越水(溢水)	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K600～2K200	2,800	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区江波東一丁目	広島市	C0K500～0K100	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入川口町	広島市	0K500～1K400	900	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区舟入本町	広島市	2K000～2K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区舟入中町	広島市	2K200～2K500	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
6	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市中区木町二丁目	広島市	2K500～2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区木町三丁目	広島市	2K700～2K900	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市中区寺町	広島市	3K400～3K600	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K800～3K900	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	旧太田川	右	堤体漏水	A	広島市西区楠木町一丁目	広島市	3K900～4K100	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	旧太田川	右	堤体漏水	B	広島市西区楠木町一丁目	広島市	4K300～4K400	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	旧太田川	左	越水(溢水)	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600～1K600	2,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区光南三丁目	広島市	C0K600～C0K100	500	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区吉島町	広島市	0K100～0K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100～1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	旧太田川	左	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K600～2K600	1,000	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	旧太田川	左	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K600～2K000	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	旧太田川	左	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	2K000～2K600	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	旧太田川	左	水衝・洗掘	B	広島市東区牛田新町二丁目	広島市	5K650～6K250	600	根固沈下	木流し	大芝出張所	広島県西部建設事務所
20	旧太田川	左	工作物	A	舟入橋	広島市	0K718	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	旧太田川	左	工作物	A	住吉橋	広島市	1K179	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	旧太田川	左	工作物	A	新住吉橋	国土交通省	1K312	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	旧太田川	左	工作物	A	中島神崎橋(旧中島橋)	広島市	1K686	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	旧太田川	左	工作物	A	西平和大橋	広島市	2K080	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	旧太田川	左	工作物	A	本川橋	広島市	2K335	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	旧太田川	左	工作物	A	本川橋歩道橋	広島市	2K335	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	旧太田川	左	工作物	B	相生橋歩道橋	広島市	2K600～2K650	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	旧太田川	左	工作物	B	相生橋	国土交通省	2K725	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	旧太田川	左	工作物	A	空鞘橋	広島市	3K149	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	旧太田川	左	工作物	B	三篠橋	広島市	4K238	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
31	旧太田川	左	工作物	B	北大橋	広島市	4K893	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区吉島東三丁目	広島市	C0K600～0K000	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	元安川	右	越水(溢水)	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	C0K200～1K200	1,400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区吉島東1丁目	広島市	0K000～0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区住吉町	広島市	1K100～1K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	元安川	右	越水(溢水)	A	広島市中区中島町	広島市	1K200～2K400	1,200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	1K300～1K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	元安川	右	堤体漏水	B	広島市中区中島町	広島市	1K500～1K800	300	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	元安川	右	堤体漏水	A	広島市中区中島町	広島市	2K100～2K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市南区出島一丁目	広島市	D1K200～D0K800	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700～D0K500	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区南千田西町	広島市	D0K700～0K000	700	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区南千田西町	広島市	D0K500～D0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区千田町三丁目	広島市	D0K300～0K100	400	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	元安川	左	堤体漏水	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K000～0K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区千田町三丁目	広島市	0K100～0K300	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	元安川	左	越水(溢水)	B	広島市中区大手町五丁目	広島市	0K300～1K000	700	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K300～1K900	600	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	元安川	左	堤体漏水	B	広島市中区大手町三丁目	広島市	1K500～2K100	600	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	元安川	左	越水(溢水)	A	広島市中区大手町二丁目	広島市	2K200～2K400	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	元安川	左	工作物	A	南大橋	広島市	0K539	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	元安川	左	工作物	A	平和大橋	広島市	1K949	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

図面対象番号	河川名	左右岸の別	種別	重要度	地点名	水防管理団体又は施設管理者	区間	延長 (m)	重要理由	工法	担当出張所	県担当事務所
22	元安川	左	工作物	A	元安橋	広島市	2K394	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
1	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区観音新町四丁目	広島市	C1K600～C0K700	900	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
2	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K750～C0K200	550	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
3	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K900～C0K650	250	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
4	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区観音新町一丁目	広島市	C0K650～C0K300	350	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
5	天満川	右	越水(溢水)	B	広島市西区南観音八丁目	広島市	C0K200～1k092	1,292	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
6	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K100～0K300	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
7	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区南観音一丁目	広島市	0K500～0K900	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
8	天満川	右	越水(溢水)	A	広島市西区東観音町	広島市	2k900 ～ 3K100	200	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
9	天満川	右	堤体漏水	B	広島市西区天満町	広島市	1K900 ～ 2K000	100	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
10	天満川	右	堤体漏水	A	広島市西区天満町	広島市	2K200 ～3K100	900	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
11	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～ C1K150	100	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
12	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K250～ C0K300	950	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
13	天満川	左	越水(溢水)	B	広島市中区江波南二丁目	広島市	C1K150～1K470	2620	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
14	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区舟入町	広島市	1K000 ～ 1K200	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
15	天満川	左	越水(溢水)	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	堤防高不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
16	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区舟入町	広島市	1K470～1k512	42	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
17	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区榎町	広島市	2K500 ～ 2K700	200	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
18	天満川	左	堤体漏水	B	広島市中区広瀬北町	広島市	2K700 ～ 3K100	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
19	天満川	左	堤体漏水	A	広島市中区広瀬北町	広島市	3K100 ～ 3K500	400	断面不足	積み土嚢	己斐出張所	広島県西部建設事務所
20	天満川	左	工作物	B	天満川水管橋	広島市	C0K030	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
21	天満川	左	工作物	A	新観音橋	国土交通省	1K147	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
22	天満川	左	工作物	B	観船橋	広島市	1K468	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
23	天満川	左	工作物	A	緑大橋	広島市	1K808	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
24	天満川	左	工作物	A	広電天満橋	広島電鉄	2K018	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
25	天満川	左	工作物	A	天満歩道橋	広島市	2K097	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
26	天満川	左	工作物	A	天満橋	広島市	2K097	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
27	天満川	左	工作物	A	広瀬橋	広島市	2K428	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
28	天満川	左	工作物	A	広瀬橋歩道橋	広島市	2K428	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
29	天満川	左	工作物	A	中広大橋	広島市	2K882	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所
30	天満川	左	工作物	A	横川新橋	広島市	3K516	－	桁下高不足		己斐出張所	広島県西部建設事務所

修　正　前	
水防計画 （付表）別表第５　水防上重要な場所	頁 472～474

２　**水防上重要なため池**《経済観光局農林整備課》

行政区	名称	所在地	規模			決壊時予想被害		応急対策工法	附図番号	主な改修必要か所			備考
			堤高（m）	堤長（m）	貯水量（m3）	面積（ha）	戸数（戸）			堤体	余水吐	取水施設	
東区	大原（九平）	馬木町字大原乙741	5.3	80.0	3,600	0.1	―	土俵積	1	○	○		
	東浄	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2	○			
	流谷	戸坂新町一丁目1893-3	3.3	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3		○		
	理覚寺	戸坂山根二丁目1204-1	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4		○		
	滝泉寺	戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5	○	○	○	
	尾の上	戸坂新町二丁目2138	2.2	―	200	―	2	土俵積	6				
	片山	戸坂数甲二丁目2304,2305	3.3	―	60	―	5	土俵積	7				
	石ケ迫１号	中山町1041	4.7	―	213	―	7	土俵積	8				
	石ケ迫２号	中山町1058-2	3.9	―	34	―	3	土俵積	9				
	梨の木谷	中山西一丁目342	2.9	―	300	―	157	土俵積	10				
	桜山	福田町高ケ原1432	4.6	―	2,300	―	37	土俵積	11				
	上条	福田町字上条122	3.0	―	233	―	23	土俵積	12				
	大平２号	福田五丁目1699	―	―	410	―	―	土俵積	13				
	狐ヶ城	福田町黄番谷1882	―	―	410	―	―	土俵積	14				
安佐南区	長楽寺	長楽寺町字法師原甲547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	15				
	迫堤	山本九丁目38	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	16				
	新堤	山本町字戸石場甲1285	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	17				
	新池２号	祇園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	18				
	上池	祇園町字大谷乙1631	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	19				
	下池	祇園町五丁目乙1667	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	20		○		
	影浦	沼田町大字吉山字堂ヶ谷	7.5	32.0	3,600	2.7	―	土俵積	21	○			
	森田	沼田町大字吉山字大利蔵515	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	22				
	荒谷	安古市町大字上安字日置	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	23				
	尾越	相田六丁目29-10	6.3	40.7	1,250	1.3	―	土俵積	24				
	谷本	沼田町大字伴4129-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	25				
	願成寺	毘沙門台東一丁目19	3.6	―	700	―	―	土俵積	26				
	大石原	高取南町大石原甲916	4.3	―	1,300	―	44	土俵積	27				
	中池	祇園町大谷1645	5.3	―	2,000	―	528	土俵積	28				
	宝谷	祇園町東山本砥石場	4.0	―	350	―	55	土俵積	29				
	寺山	山本八丁目1433	2.9	―	500	―	114	土俵積	30				
	土井	沼田町伴字土井	3.8	―	1,890	―	292	土俵積	31				
	桧梅	沼田町大塚桧梅	3.2	―	2,000	―	7	土俵積	32				
	米林池	沼田町阿戸狐ケ城	2.3	―	127	―	7	土俵積	33				
	寄木池	沼田町阿戸高野原	3.5	―	220	―	3	土俵積	34				
	小松池	沼田町阿戸飯ノ山147番	2.4	―	150	―	9	土俵積	36				
	前原	沼田町伴釜ケ谷	10.2	―	14,000	―	88	土俵積	37				
安佐北区	西部	安佐町大字小河内大利谷6406	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	38				
	桧山貯水池	大林町野上1113-47	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	39				
	国丸	三入南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	40				
	ゴロイ	口田南町字柳ヶ丘1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	41				
	柳ヶ谷	口田南町字柳ヶ丘965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	42	○			
	草谷	口田南六丁目1518	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	43	○	○		
	小谷	深川町字堂ノ本3676	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土俵積	44	○	○	○	
	久保山	落合南町字久保山1302-2	8.5	58.9	4,900	5.8	6	土俵積	45				
	西ヶ迫	白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	46	○	○		
	林１号	白木町大字三田字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	47		○		
	落尻	白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	48				
	後迫１号	狩留家町2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	49				
	後迫３号	狩留家町2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	50				
	岡上1号（岡上）	白木町大字三田字法恩寺8242	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵積	51				
	行根	安佐町大字鈴張字行根表5004	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	52		○		
	鳥屋ヶ森	可部町大字綾ケ谷字鳥屋森1016-2	5.9	28.0	1,200	0.3	―	土俵積	53				
	神宮寺	亀山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	54	○	○		
	上畠	安佐町大字飯室字上畠西3870	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	55	○			
	奥梶名	白木町大字志路字上梶名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	56	○			
	谷奥下	白木町大字小越字谷奥1158	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	57	○			
	城下	安佐町久地城下338	8.8	―	5,000	―	14	土俵積	58				
	大坪	安佐町毛木大坪145	7.0	―	1,800	―	5	土俵積	59				
	鈩池	安佐町鈴張鈩3611	2.1	―	147	―	0	土俵積	60				
	ヌタケ原	可部町上原東山687	7.0	―	1,800	―	92	土俵積	61				
	奥桧山	大林町聖滝3319	10.1	―	3,700	―	1	土俵積	62				
	一ヶ谷池	口田南町	5.5	―	5,625	―	135	土俵積	63				
	佐川池	可部町勝木字一ノ坪2273	1.9	―	120	―	5	土俵積	64				
	権現	可部町勝木権現	5.2	―	1,200	―	84	土俵積	65				
	蛇の池	白木町志路蛇の池	4.2	―	3,200	―	7	土俵積	66				
	桜峠池	白木町秋山堀越甲2492	0.8	―	107	―	27	土俵積	67				
	下野原１号	白木町三田下野原	5.0	―	4,500	―	2	土俵積	68				
	黒王池	狩留家町黒王甲1061	2.1	―	400	―	10	土俵積	69				
	坊地	狩留家町坊地1231-1	3.3	―	600	―	19	土俵積	70				
	加唐	口田南町加唐1220	5.5	―	1,300	―	299	土俵積	71				
	吹上げ	口田南三丁目97-2	3.3	―	800	―	90	土俵積	72				
	追分	安佐町後山峠2234	4.9	―	1,800	―	18	土俵積	73				
	一面	安佐町小河内一面5371	7.8	―	1,800	―	5	土俵積	74				

他２枚

修　正　後
修　正　理　由 時点修正

２　**水防上重要なため池**《経済観光局農林整備課》

修正（案）57～59ページ参照

行政区	名称	所在地	規模			決壊時予想被害		応急対策工法	附図番号	主な改修必要か所			備考
			堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m3)	面積 (ha)	戸数 (戸)			堤体	余水吐	取水施設	
東区	大原(九平)	馬木町字大原乙741	5.3	80.0	3,600	0.1	ー	土俵積	1				
	東　浄	戸坂町556-82	7.6	30.0	200	1.9	37	土俵積	2				
	流　谷	戸坂新町一丁目1893-3	3.3	144.0	4,500	1.1	8	土俵積	3				
	理　覚　寺	戸坂山根二丁目1204	4.1	30.0	700	1.1	15	土俵積	4				
	滝　泉　寺	戸坂山根三丁目1264	2.9	37.0	250	0.3	1	土俵積	5				
	尾　の　上	戸坂新町二丁目2138	2.2	ー	200	ー	2	土俵積	6				
	片　山　池	戸坂数甲二丁目2304,2305	3.3	ー	60	ー	5	土俵積	7				
	石ケ迫1号池	中山町中山中町1041	4.7	ー	213	ー	7	土俵積	8				
	石ケ迫2号池	中山中町1058-2	3.9	ー	34	ー	3	土俵積	9				
	梨の木谷	中山西一丁目342	2.9	ー	300	ー	157	土俵積	10				
	桜　山	福田町字葛ヶ谷甲1432	4.6	ー	2,300	ー	37	土俵積	11				
	上　条　池	福田町字上条122	3.0	ー	233	ー	23	土俵積	12				
	大平２号池	福田五丁目1699	ー	ー	410	ー	ー	土俵積	15				
	狐　ヶ　城	福田町黄番谷1882	ー	ー	410	ー	ー	土俵積	16				
安佐南区	長　楽　寺	長楽寺町字法師原甲547、乙547	4.7	47.9	1,019	5.5	70	土俵積	18				
	迫　堤	山本町字上迫2653	5.1	30.3	1,342	4.7	70	土俵積	19				
	新　堤　池	山本町字戸石3284-1,3284-2,3286,3287-1,3287-2,3288,3289	9.1	54.0	6,040	10.8	150	土俵積	20				
	新池２号	祇園町字大谷丙1631	4.6	45.0	1,800	2.5	4	土俵積	21				
	上　池	祇園町字大谷乙1631	4.2	55.0	2,100	2.8	4	土俵積	22				
	下　池	祇園町字大谷乙1667	5.6	68.0	1,900	2.2	4	土俵積	23				
	影　浦	沼田町大字吉山字堂ヶ谷	7.5	32.0	3,600	2.7	ー	土俵積	24				
	森　田　池	沼田町大字吉山字大利蔵10515	2.0	10.0	27	0.3	1	土俵積	25				
	荒　谷　池	上安町	17.1	63.0	30,000	11.2	33	土俵積	26				
	尾　越	相田町字東尾越927	6.3	40.7	1,250	1.3	ー	土俵積	27				
	谷　本　池	伴北六丁目4129-2	3.3	17.0	107	0.9	3	土俵積	28				
	願　成　寺	毘沙門台東一丁目19-2	3.6	ー	700	ー	ー	土俵積	30				
	大　石　原	高取南町大石原甲916	4.3	ー	1,300	ー	44	土俵積	32				
	中　池	祇園町字大谷乙1645	5.3	ー	2,000	ー	528	土俵積	33				
	宝　谷　池	山本町字戸石3277	4.0	ー	350	ー	55	土俵積	34				
	寺　山	山本八丁目1433,1442-2,1466,1444	2.9	ー	500	ー	114	土俵積	35				
	土　井	伴北町字土井8782, 伴北町字宮野谷4894,4901	3.8	ー	1,890	ー	292	土俵積	36				
	桧　梅	大塚東一丁目1717ー2	3.2	ー	2,000	ー	7	土俵積	37				
	米　林　池	沼田町阿戸狐ケ城10654-2	2.3	ー	127	ー	7	土俵積	39				
	寄　木　池	沼田町阿戸高野原2023-3	3.5	ー	220	ー	3	土俵積	38				
	小　松　池	沼田町阿戸飯ノ山10147	2.4	ー	150	ー	9	土俵積	41				
	前　原	伴中央七丁目7086,3996-4,4001-3,4011-5	10.2	ー	14,000	ー	88	土俵積	42				
安佐北区	西　部　池	安佐町大字小河内	11.5	33.0	5,900	6.7	5	土俵積	43				
	桧山貯水池	大林町野上6113	10.8	130.0	8,600	5.0	9	土俵積	44				
	国　丸	三入南二丁目189	4.2	19.0	500	1.1	23	土俵積	45				
	ゴ　ロ　イ	口田南町字柳ヶ谷1108	4.1	36.0	500	1.3	2	土俵積	46				
	柳　ヶ　谷	口田南町字柳ヶ谷965	4.4	68.0	1,700	2.7	4	土俵積	47				
	草　谷	口田南六丁目1518	6.0	57.0	3,000	2.4	11	土俵積	48				
	小　谷	深川町字堂ノ本3676	5.0	58.0	1,100	3.9	11	土俵積	49	○	○	○	
	久保山池	落合南町	8.5	58.9	4,900	5.8	6	土俵積	50				
	西　ヶ　迫	白木町大字志路字奥谷5744	6.9	40.0	2,000	1.4	2	土俵積	51	○	○	○	
	林　１　号	白木町大字三田字林2252	9.5	70.0	2,500	3.6	8	土俵積	52				
	落　尻　池	白木町大字秋山字落尻471	2.2	35.0	140	0.3	2	土俵積	53				
	後迫１号池	狩留家町後迫2726	1.9	24.0	80	0.3	2	土俵積	54				
	後迫３号池	狩留家町後迫2690	7.0	25.0	327	0.6	1	土俵積	55				
	上岡1号(旧岡上)	白木町大字三田字法恩寺	4.4	30.0	700	2.1	2	土俵積	56				
	行　根	安佐町大字鈴張字行根表5004	3.0	21.0	400	1.6	4	土俵積	57				
	鳥屋ヶ森	可部町大字綾ヶ谷字鳥屋森	5.9	28.0	1,200	0.3	ー	土俵積	58				
	神　宮　寺	亀山南二丁目1449	3.6	38.0	1,400	2.1	8	土俵積	59				
	上　畠	安佐町大字飯室字防ヶ迫	4.5	20.0	1,040	7.4	45	土俵積	60				
	奥梶名池	白木町大字志路字上梶名5198	4.0	21.0	360	1.2	1	土俵積	61				
	谷　奥　下	白木町大字小越字谷奥	3.7	40.0	1,300	3.2	12	土俵積	62				
	城　下	安佐町久地城下338	8.8	ー	5,000	ー	14	土俵積	63				
	大　坪	安佐町毛木大坪145	7.0	ー	1,800	ー	5	土俵積	64				
	鈩　池	安佐町鈴張鈩3611	2.1	ー	147	ー	0	土俵積	65				
	ヌタケ原	可部町上原東山687	7.0	ー	1,800	ー	92	土俵積	66	○	○	○	
	奥　桧　山	大林町聖滝3319	10.1	ー	3,700	ー	1	土俵積	67				
	一ヶ谷池	口田南町	5.5	ー	5,625	ー	135	土俵積	68				
	佐　川　池	可部町勝木字一ノ坪2273	1.9	ー	120	ー	5	土俵積	69	○		○	
	権　現	可部町勝木権現	5.2	ー	1,200	ー	84	土俵積	70				
	蛇　の　池	白木町志路蛇の池	4.2	ー	3,200	ー	7	土俵積	71				
	桜　峠　池	白木町秋山堀越甲2492	0.8	ー	107	ー	27	土俵積	72				
	下野原１号	白木町三田下野原	5.0	ー	4,500	ー	2	土俵積	73				
	黒　王　池	狩留家町黒王甲1061	2.1	ー	400	ー	10	土俵積	74				
	坊　地	狩留家町坊地1231-1	3.3	ー	600	ー	19	土俵積	75				
	加　唐	口田南町加唐1220	5.5	ー	1,300	ー	299	土俵積	76				
	吹　上　げ	口田南三丁目97-2	3.3	ー	800	ー	90	土俵積	77				
	追　分	安佐町後山峠2234	4.9	ー	1,800	ー	18	土俵積	78				
	一　面	安佐町小河内一面5371	7.8	ー	1,800	ー	5	土俵積	79				

行政区	名称	所在地	規模			決壊時予想被害		応急対策工法	附図番号	主な改修必要か所			備考
			堤高(m)	堤長(m)	貯水量(m3)	面積(ha)	戸数(戸)			堤体	余水吐	取水施設	
安佐北区	戸崎池	安佐町鈴張	6.1	ー	2,060	ー	10	土俵積	80				
	原迫	可部町大字大毛寺字安光1868	ー	ー	480	ー	ー	土俵積	82	○	○	○	
	上西池	可部町桐原神の前1352	1.7	ー	140	ー	4	土俵積	83				
	明当池	落合南町	9.0	ー	9,500	ー	288	土俵積	84				
	合力	落合南町合力121	8.0	ー	2,200	ー	1	土俵積	85				
	桐陽台	三入東一丁目2545	18.3	ー	12,200	ー	36	土俵積	86				
	倉掛３号	倉掛三丁目31	4.0	ー	5,000	ー	119	土俵積	87				
	筒瀬１号	安佐町筒瀬中志峠	5.2	ー	4,100	ー	16	土俵積	88				
	筒瀬２号	安佐町筒瀬中志垰1480	6.9	ー	8,100	ー	17	土俵積	89				
	金川	高陽町	5.9	27.0	1,320	0.4	0	土俵積	174	○	○		
安芸区	馬場	中野町字岡崎3288	2.4	34.5	80	0.1	1	土俵積	91				
	新池	中野東町字奥畑2234	4.3	47.0	610	0.5	ー	土俵積	92				
	古池	中野東町字奥畑2117	3.9	32.0	300	0.5	ー	土俵積	93				
	細工３号池	中野東町字細工4516	6.5	35.0	900	3.1	46	土俵積	94				
	押谷１号池	阿戸町字押谷1803	7.1	95.0	4,900	1.9	ー	土俵積	96				
	竹広池	阿戸町西方2208	1.8	22.0	47	0.4	ー	土俵積	97	○	○		
	平山１号	阿戸町字谷迫652	4.8	27.0	173	0.5	3	土俵積	98				
	新池１号池	船越町字松山平551	5.7	28.0	1,800	2.5	24	土俵積	99				
	箱師池	矢野東四丁目花上3340	2.3	25.0	200	0.3	2	土俵積	100	○		○	
	藤ヶ迫池	畑賀町字上水谷東2163	3.8	22.0	1,000	0.7	3	土俵積	101				
	二ツ掛池	畑賀町字甲越3467	5.5	80.0	2,070	2.1	4	土俵積	102				
	穴の口池	畑賀町字掛樋田3272	4.9	23.0	1,269	0.7	ー	土俵積	103				
	水越上池	畑賀町字西宗屋	9.9	101.0	27,868	12.7	7	土俵積	104				
	戸坂(上田)池	阿戸町字戸坂2014	2.4	44.0	200	0.7	ー	土俵積	105				
	高当池	阿戸町字下畠320	3.1	30.0	500	2.2	7	土俵積	107				
	水越下池	畑賀町鹿子垣内東	6.2	ー	10,300	ー	47	土俵積	108				
	海の平池	畑賀町為角	5.9	ー	6,000	ー	61	土俵積	109				
	澤田池	中野東町大谷	6.5	ー	3,100	ー	44	土俵積	110				
	大藤池	瀬野川町下瀬野大藤268番地	3.4	ー	477	ー	72	土俵積	111				
	中道原池	瀬野川町下瀬野	8.8	ー	2,600	ー	13	土俵積	112				
	天神池	瀬野川町山田ケ原2789	6.1	ー	13,900	ー	54	土俵積	113				
	牛ケ谷１号池	阿戸町牛ケ谷1557	4.3	ー	1,800	ー	46	土俵積	114				
	牛ケ谷２号池	阿戸町牛ケ谷1628	3.0	ー	1,100	ー	7	土俵積	115				
	牛ケ谷３号池	阿戸町牛ケ谷162	2.9	ー	900	ー	41	土俵積	116				
	牛ケ谷大池	阿戸町牛ケ谷242ー1	14.2	ー	51,062	ー	64	土俵積	117				
	押谷２号池	阿戸町押谷1823-1	6.5	ー	5,100	ー	44	土俵積	118				
	京之岡１号池	中野東町字京之岡6096番地	4.0	ー	330	ー	3	土俵積	119				
	西村池	瀬野川町下瀬野宮垣内1571番地	3.1	ー	112	ー	4	土俵積	121				
	干野池	瀬野川町下瀬野正之坪498番地	2.1	ー	182	ー	4	土俵積	122				
	小野村池	瀬野川町下瀬野中宇根496-1番	2.3	ー	84	ー	3	土俵積	123				
	登龍池	上瀬野町下河内827	3.8	ー	400	ー	5	土俵積	124				
	中村池	阿戸町水落3225	2.6	ー	113	ー	2	土俵積	125				
	佐久間池	阿戸町宮の郷2860	3.4	ー	200	ー	1	土俵積	126				
	大幡池	阿戸町市原1229	1.8	ー	120	ー	1	土俵積	129				
	今中池	阿戸町押谷1879	2.2	ー	240	ー	29	土俵積	130				
	花上新	矢野町花上3191	3.5	ー	427	ー	5	土俵積	131				
	薬師	矢野町花上3234	4.2	ー	267	ー	10	土俵積	132				
	中池	船越町松山平547	6.0	ー	1,100	ー	516	土俵積	133				
	鏡池	中野町鏡谷1074	5.0	ー	900	ー	95	土俵積	134				
	洗川池	中野町洗川1759	6.6	ー	700	ー	1	土俵積	135				
	井上池	瀬野川町上瀬野大奈1657番地	2.8	ー	235	ー	9	土俵積	136	○	○		
	天野２号池	瀬野川町上瀬野久井原163-2番	1.9	ー	31	ー	2	土俵積	137	○	○	○	
	野地	阿戸町旭浦7190	3.5	ー	67	ー	3	土俵積	138				
	畠池	阿戸町上畑112	3.6	ー	800	ー	8	土俵積	139				
	泉	矢野東六丁目泉4566	7.1	ー	4,900	ー	37	土俵積	140				
	庄野坪	畑賀町字庄野坪3564	ー	ー	150	ー	ー	土俵積	141				
	王子ヶ峠	畑賀町字王子ヶ峠3328	ー	ー	100	ー	ー	土俵積	142				
	上為角	畑賀町上為角3822	ー	ー	150	ー	ー	土俵積	143	○	○	○	
	尾崎	畑賀町字七朗ヶ谷3975	ー	ー	600	ー	ー	土俵積	144	○	○		
	上影	畑賀町字上影道上205	ー	ー	150	ー	ー	土俵積	145				
	野間	中野町字岡崎1228	ー	ー	300	ー	ー	土俵積	146	○		○	
	吉田	中野町字岡崎1334	ー	ー	120	ー	ー	土俵積	147				
	井上	阿戸町字西方乙2325	ー	ー	300	ー	ー	土俵積	148	○	○	○	
	奥為角２号	畑賀町奥為角3696	ー	ー	100	ー	ー	土俵積	149				
	赤羽迫	中野町字舞原1639	ー	ー	180	ー	ー	土俵積	150				
	宮脇２号	中野町字宮脇2153	ー	ー	140	ー	ー	土俵積	151				
	北尾	矢野東四丁目3499	ー	ー	200	ー	ー	土俵積	152				
	久保１号池	中野東町字室重4419-1	ー	ー	ー	ー	ー	土俵積	154				
	久保２号池	中野東町字室重4421	ー	ー	ー	ー	ー	土俵積	155				
	柳池	畑賀二丁目429	ー	ー	ー	ー	ー	土俵積	156	○	○		
	鉾取１号	中野東町字鉾取1139	3.3	ー	330	ー	166	土俵積	175				
	矢野池	瀬野川町上瀬野奥畑2294番地	3.2	46.0	175	ー	ー	土俵積	176	○	○	○	
	門前	矢野町的場2209	2.8	56.0	200	ー	0	土俵積	177	○	○		
	長尾池	畑賀一丁目241番	2.0	ー	200	ー	ー	土俵積	178	○	○		
	細工２号池	中野東町細工4537	3.3	ー	500	ー	ー	土俵積	179				

行政区	名称	所在地	規模			決壊時予想被害		応急対策工法	附図番号	主な改修必要か所			備考
			堤高（m）	堤長（m）	貯水量（m3）	面積（ha）	戸数（戸）			堤体	余水吐	取水施設	
佐伯区	坪井上池	廿日市市大字市原字牛池山716-1	10.6	95.2	17,400	18.6	5	土俵積	157				受益地＝五日市町
	坪井下池	廿日市市大字市原字牛池山716-1	8.0	60.0	18,000	17.1	3	土俵積	158				受益地＝五日市町
	有井	五日市町大字石内字上日焼3866	4.3	25.0	1,400	0.7	ー	土俵積	159				
	千同	観音台一丁目146ほか	6.6	ー	6,600	ー	163	土俵積	161				
	貴船原	五日市町三宅若山1169-2ほか	6.6	ー	4,814	ー	291	土俵積	162				
	入の谷	五日市町三宅入の谷125ほか	4.0	ー	1,360	ー	4	土俵積	163				
	（削除）												
	西日浦畑	湯来町大字葛原字西日浦	5.8	ー	613	ー	0	土俵積	167				
	十文字1号	湯来町大字白砂字十文字1274-1	4.0	ー	30	ー	0	土俵積	168				
	柏原1号	湯来町白砂字柏原3211	2.0	ー	469	ー	1	土俵積	169				
	東大畑1号	湯来町伏谷字西野地698	4.2	ー	588	ー	13	土俵積	170				
	柏原1号	湯来町麦谷字松尾山甲328-1	3.5	ー	80	ー	1	土俵積	171				
	谷本	五日市町大字石内3972-1	ー	ー	ー	ー	ー	土俵積	172				
	隠の里	倉重3丁目384	4.8	ー	12,800	ー	355	土俵積	160				
計		161か所											

修　正　前

水防計画

（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材

頁

480

1　国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表　　令和4年4月1日現在

管理者	保管場所	土のう袋	鉄線	丸太等	鉄パイプ等	掛矢等	ロープ	シート	水防マット	オイルフェンス	吸着マット
		枚	kg	本	本	丁	巻	枚	枚		
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	15,000 耐候性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	10# 10kg 12# 2kg	木杭 45mm角 1.5m　90本 40mm角 1.2m　30本	鉄杭 φ22mm 1.2m　40本 被覆杭 φ22mm 1.5m　35本	掛矢　2 大ハンマー （3.5kg）　1	9m/m 1巻(100m) トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	ブルーシート （3.6×5.4m） 2 ブルーシート （1.8×2.7m） 2		20m/袋　4袋 15m/袋　3袋 φ150×2m （4本入）6箱 φ110×2m （6本入）2箱	50cm×50cm （100枚入）1箱 （50枚入）5箱 20cm×25cm （50枚入り）1箱 のれん式（万国旗型） 6.5m/連×10連　2箱 5.0m/連×10連　12箱 （6.5m×4本、13m×2本）15箱
	草津倉庫	耐候性 大型土嚢 50 （製作済） 耐候性 土嚢 1700 （製作済）									のれん式 5.0m/連×10連　1箱
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10,200 1t土嚢 140 耐候性 大型土嚢 （3年） 100	10# 400kg 8# 200kg	丸太 φ15cm 3.0m　2本 2.0m　186本 1.5m　22本 φ10cm 4.0m　381本 1.5m　70本 木杭 45mm角 0.6m　50本 1.2m　10本 1.5m　0本	鉄パイプ φ42mm 1.2m　14本 φ26mm 1.2m　690本 1.5m　200本 鉄杭 φ19mm 1.5m　90本	掛矢　5本	5m/m 200m　4束 10m/m　2束 トラロープ 100m巻　3束	(3.6×2.4m) 100	12個	φ110×2m （6本入）8箱 φ250×20cm 4個	65cm×65cm （100枚入）2箱 50cm×47cm （50枚入）8箱 50cm×50cm （50枚入）6箱 50cm×50cm （100枚入）6箱 20cm×25cm （80枚入）2箱 38cm×55cm （50枚入）15箱 のれん式（万国旗型） 5.0m/連×10連　7箱 6.5m/連×10連　2箱 のれん式（マット型） 50cm×50cm　8箱
施設管理課長	高瀬分室倉庫	0					マニラ 2巻(100m)			20m/袋　13袋	（20m/箱）8箱 50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm（100枚入）10箱 万国旗型 （6.5m×4本、13m×2本/箱）4箱

（略）

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

1　国土交通省太田川河川事務所所有備蓄水防資機材配置表　　令和5年4月1日現在

管理者	保管場所	土のう袋	鉄線	丸太等	鉄パイプ等	掛矢等	ロープ	シート	水防マット	オイルフェンス	吸着マット
		枚	kg	本	本	丁	巻	枚	枚		
己斐出張所長	己斐出張所倉庫	15,000 耐候性 大型土嚢 660 袋詰玉石 袋2t用 80	10# 10kg 12# 2kg	木杭 45mm角 1.5m　90本 40mm角 1.2m　30本	鉄杭 φ22mm 1.2m　40本 被覆杭 φ22mm 1.5m　35本	掛矢　2 大ハンマー （3.5kg）　1	9m/m 1巻(100m) トラロープ 12m/m 2巻(200m) マニラ 3巻(600m)	ブルーシート （3.6×5.4m） 2 ブルーシート （1.8×2.7m） 2		20m/袋　4袋 15m/袋　3袋 φ150×2m （4本入）6箱 φ110×2m （6本入）2箱	50cm×50cm （100枚入）1箱 （50枚入）5箱 20cm×25cm （50枚入り）1箱 のれん式（万国旗型） 6.5m/連×10連　2箱 5.0m/連×10連　12箱 （6.5m×4本、13m×2本）15箱
	草津倉庫	耐候性 大型土嚢 50 （製作済） 耐候性 土嚢 1700 （製作済）									のれん式 5.0m/連×10連　1箱
大芝出張所長	大芝出張所倉庫	10200 1t土嚢 60 耐候性 大型土嚢 （3年） 170 麻土のう 4100 土のうPE 10000	#8 100kg	丸太 φ15cm 3.0m　2本 2.0m　186本 1.5m　22本 φ10cm 4.0m　381本 1.5m　70本 木杭 45mm角 0.6m　49本	鉄パイプ φ26mm 1.2m　214本 1.5m　208本 鉄杭 φ19mm 1.5m　21本	掛矢 3本 大ハンマー （3.5kg） 3本 玉掛けワイヤー リースワッ 5t用 1個	トラロープ φ5mm 1束 φ10mm 13束 φ10mm 200m巻 14束 麻ロープ φ10mm 4束 PPロープ φ8mm 2束 ロープ φ5mm 4束	ブルーシート （3.6×5.4m） 190 防炎シート （3.6×5.4m） 25	13個 （2ケ入）	φ110×2m （6本入）7箱 φ150×2m （3本入）1箱	65cm×65cm （100枚入）2箱 50cm×47cm （50枚入）4箱 50cm×50cm （50枚入）2箱 50cm×50cm （100枚入）5箱 38cm×55cm （50枚入）3.5箱 のれん式（万国旗型） 5.0m/連×10連　7箱 6.5m/連×10連　6箱 6.5m×4本入/13m×2本入　2箱 のれん式 50cm×23cm　3箱
施設管理課長	高瀬分室倉庫	0					マニラ 2巻(100m)			20m/袋　13袋	（20m/箱）8箱 50cm×50cm(100枚入)1箱 65cm×65cm（100枚入）10箱 万国旗型 （6.5m×4本、13m×2本/箱）4箱

（略）

修　正　前

水防計画

（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材

頁

481

２ 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土《太田川河川事務所》

水防倉庫

番　号	出張所水防倉庫	所　在　地
Ⅰ	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東１丁目
Ⅱ	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝３丁目
Ⅲ	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木５丁目
Ⅳ	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部２丁目
Ⅴ	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び戸河内
Ⅵ	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬

備蓄土

（太田川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	土　量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m3
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m3
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区牛田新町	6,000m3
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区東野	10,000m3
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m3
6	大芝	古川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m3
7	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内	160m3

（小瀬川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	土　量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野１丁目	150m3
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野２丁目	150m3
１０	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m3

備蓄土のう

（太田川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	数　量
①	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 （己斐出張所水防倉庫）	耐候性大型土のう 660袋 土のう 15,000袋 袋詰玉石（2t） 80袋
②	己斐	放水路	C3/400 （草津水防倉庫）	右	広島市西区草津港１丁目	耐候性大型土のう 50袋 耐候性土のう 1700袋 ※製作済
③	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋
④	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	耐候性大型土のう 3袋 袋詰め玉石（2t） 763袋
⑤	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
⑥	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
⑦	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
⑧	可部	根谷川	3/450附近	左		500袋
⑨	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	900袋
⑩	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のう　20袋
⑪	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内（明神橋）	400袋

（小瀬川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	数　量
⑫	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野２丁目	300袋
⑬	小瀬川	小瀬川	7/000付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋 50袋（耐候性大型土のう）
⑭	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野２丁目	200袋

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

２ 国土交通省所有備蓄倉庫及び備蓄土《太田川河川事務所》

水防倉庫

番　号	出張所水防倉庫	所　在　地
Ⅰ	己斐出張所水防倉庫	広島市西区己斐東１丁目
Ⅱ	大芝出張所水防倉庫	広島市西区大芝３丁目
Ⅲ	高瀬分室水防倉庫	広島市安佐南区八木５丁目
Ⅳ	可部出張所水防倉庫	広島市安佐北区可部２丁目
Ⅴ	加計出張所水防倉庫	山県郡安芸太田町加計及び戸河内
Ⅵ	小瀬川出張所水防倉庫	岩国市小瀬

備蓄土

（太田川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	土　量
1	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東	100m3
2	大芝	太田川	大芝出張所構内	右	広島市西区大芝	1,500m3
3	大芝	太田川	6/000附近	左	広島市東区牛田新町	6,000m3
4	大芝	太田川	10/000附近	右	広島市安佐南区東野	10,000m3
5	大芝	太田川	11/000附近	右	広島市安佐南区川内	3,200m3
6	大芝	古川	2/200附近	左	広島市安佐南区中筋	250m3
7	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内	160m3

（小瀬川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	土　量
8	小瀬川	小瀬川	4/000付近	左	大竹市木野１丁目	150m3
9	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野２丁目	150m3
１０	小瀬川	小瀬川	7/500付近	右	岩国市小瀬字御堂原	500m3

備蓄土のう

（太田川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	数　量
①	己斐	放水路	己斐出張所構内	右	広島市西区己斐東 （己斐出張所水防倉庫）	耐候性大型土のう 660袋 土のう 15,000袋 袋詰玉石（2t） 80袋
②	己斐	放水路	C3/400 （草津水防倉庫）	右	広島市西区草津港１丁目	耐候性大型土のう 50袋 耐候性土のう 1700袋 ※製作済
③	可部	太田川	15/800附近	右	広島市安佐南区八木	500袋
④	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	耐候性大型土のう 3袋 袋詰め玉石（2t） 763袋
⑤	可部	太田川	23/000附近	左	広島市安佐北区可部町今井田	100袋
⑥	可部	三篠川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	300袋
⑦	可部	三篠川	2/150附近	左	広島市安佐北区深川	240袋
⑧	可部	根谷川	3/450附近	左		500袋
⑨	加計	太田川	46/800附近	左	広島市佐伯区湯来久日市	900袋
⑩	加計	太田川	62/280附近	左	山県郡安芸太田町下殿河内	大型土のう　20袋
⑪	加計	太田川	70/850附近	右	山県郡安芸太田町戸河内（明神橋）	400袋

（小瀬川）

番　号	出張所	河川名	杭　標	左・右	所　在　地	数　量
⑫	小瀬川	小瀬川	6/200付近	左	大竹市木野２丁目	300袋
⑬	小瀬川	小瀬川	7/000付近	右	岩国市小瀬字御堂原	300袋 50袋（耐候性大型土のう）
⑭	小瀬川	小瀬川	7/150付近	左	大竹市木野２丁目	200袋

修　正　前

水防計画

（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材

頁

482

備蓄ブロック

（太田川）

番　号	出張所	河川名	杙　　標	左・右	所　　在　　地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000～C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 （広島ヘリポート横）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　２８８個
B	己斐	放水路	C2/500～C2/400	右	広島市西区扇二丁目 （西部水資源再生センター横）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　６５個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 （東野側帯）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　５０個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井１丁目 （Ｒ５４沿い資材置き場）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　５０個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内６丁目	方塊ブロック （□1000）107個 （□900）13個 （□800）34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック　47個 異形ブロック（ﾃﾄﾗ）100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めﾌﾞﾛｯｸ10個 4t根固めﾌﾞﾛｯｸ36個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（□1000）80個 （□900）22個 （□800）18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ｽﾄｰﾝﾌﾞﾛｯｸ（突型） 1ｔ　394個 ４ｔ根固めブロック　48個 （新規）
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	ｸﾘﾝｶﾞｰﾌﾞﾛｯｸ（立体型） ４ｔ　５０個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石（2t）　15個 三連ブロック（4t）　12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 （戸河内IC裏）	袋詰玉石　24個 三連ﾌﾞﾛｯｸ（４ｔ）　39個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（1m3型）16個 3t根固めﾌﾞﾛｯｸ　5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 （巴町水防倉庫前）	連節ブロック 24cm×47cm　1,360個
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 （川・森・文化交流センター裏）	（新規） ダイヤカットⅡ型350（A）912個 ダイヤカットⅡ型350（B）52個 ｺｰﾝｹﾝﾌﾞﾛｯｸ3単位（消波ﾌﾞﾛｯｸ）　26個 三連ﾌﾞﾛｯｸ 変形型 D型（３ｔタイプ）　8個 三連ﾌﾞﾛｯｸ（4t）　47個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（1m3型）99個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（0.5m3型）31個

（小瀬川）

番　号	出張所	河川名	杙　　標	左・右	所　　在　　地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100付近	右	岩国市小瀬字御堂原	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型）4ｔ　116個 袋詰玉石2t　20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊ｺﾝｸﾘｰﾄ172個

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

備蓄ブロック

（太田川）

番　号	出張所	河川名	杙　　標	左・右	所　　在　　地	数量・規格
A	己斐	放水路	C2/000～C1/700	左	広島市西区観音新町4丁目 （広島ヘリポート横）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　２８８個
B	己斐	放水路	C2/500～C2/400	右	広島市西区扇二丁目 （西部水資源再生センター横）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　６５個
C	大芝	太田川	10/150附近	右	広島市安佐南区東野 （東野側帯）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　５０個
D	大芝	古川	3/400附近	右	広島市安佐南区緑井１丁目 （Ｒ５４沿い資材置き場）	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型） ４ｔ　５０個
E	大芝	太田川	12/800付近	右	広島市安佐南区川内６丁目	方塊ブロック （□1000）107個 （□900）13個 （□800）34個
F	可部	太田川	16/100附近	左	広島市安佐北区可部南	4t根固めブロック　11個 異形ブロック（ﾃﾄﾗ）100個
G	可部	太田川	18/600附近	右	広島市安佐南区八木	2t根固めﾌﾞﾛｯｸ10個 4t根固めﾌﾞﾛｯｸ36個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（□1000）80個 （□900）22個 （□800）18個
H	可部	太田川	19/000附近	右	広島市安佐南区八木	ｽﾄｰﾝﾌﾞﾛｯｸ（突型） 1ｔ　394個 ４ｔ根固めブロック　48個 袋詰め玉石（2t）270袋
I	可部	根谷川	0/000附近	左	広島市安佐北区深川	ｸﾘﾝｶﾞｰﾌﾞﾛｯｸ（立体型） ４ｔ　５０個
J	加計	太田川	46/800附近	左	佐伯区湯来久日市堤防裏	袋詰め玉石（2t）　15個 三連ブロック（4t）　12個
K	加計	太田川	64/000附近	左	山県郡安芸太田町上殿 （戸河内IC裏）	袋詰玉石　20個 三連ﾌﾞﾛｯｸ（４ｔ）　39個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（1m3型）16個 3t根固めﾌﾞﾛｯｸ　5個
L	加計	滝山川	0/200附近	左	山県郡安芸太田町加計 （巴町水防倉庫前）	連節ブロック 24cm×47cm　1,360個
M	加計	滝山川	1/600附近	右	山県郡安芸太田町加計 （川・森・文化交流センター裏）	袋詰玉石　60個 ダイヤカットⅡ型350（A）912個 ダイヤカットⅡ型350（B）52個 ｺｰﾝｹﾝﾌﾞﾛｯｸ3単位（消波ﾌﾞﾛｯｸ）　26個 三連ﾌﾞﾛｯｸ 変形型 D型（３ｔタイプ）　8個 三連ﾌﾞﾛｯｸ（4t）　47個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（1m3型）99個 方塊ﾌﾞﾛｯｸ（0.5m3型）31個

（小瀬川）

番　号	出張所	河川名	杙　　標	左・右	所　　在　　地	数量・規格
N	小瀬川	小瀬川	7k100付近	右	岩国市小瀬字御堂原	ﾍﾞﾝﾀｺﾝ（立体型）4ｔ　116個 袋詰玉石2t　20袋
O	小瀬川	小瀬川	7k300付近	右	岩国市小瀬字御堂原	方塊ｺﾝｸﾘｰﾄ172個

修　正　前

水防計画

（付表）別表第８　国及び県の所有する備蓄資機材

頁

483

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目（数量）							附図番号
			土のう等	麻　袋	シート	な　わ	ロープ	杭・丸太 鉄パイプ	鉄 線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
南　区	出島 二丁目16	広島港湾 復興事務所長	2,200	－	42	－	3,700	350	5	5
南　区	比治山本町 12-6	西部建設事務 所長	33,675	－	750	35	400	－	20	6
佐 伯 区	五日市町 寺田		6,000	100	50	－	－	200		8

修　正　後

修　正　理　由

時点修正

行政区	所在地	管理責任者	備蓄品目（数量）							附図番号
			土のう等	麻　袋	シート	な　わ	ロープ	杭・丸太 鉄パイプ	鉄 線	
			枚	枚	枚	巻	m	本	kg	
南　区	出島 二丁目16	広島港湾 復興事務所長	2,200	－	42	－	3,700	350	5	5
南　区	比治山本町 12-6	西部建設事務 所長	33,675	－	750	35	400	－	20	6
佐 伯 区	五日市町 寺田		6,300	100	40	－	－	200		8

修　正　前

水防計画
（付表）別表第１２　水防信号施設

頁
494

２　水防信号施設等
（安佐北区）

設置場所		種別 防災行政無線（屋外スピーカー）	種別 サイレン
大林小学校	大林四丁目14-1	○	
旧三入分団南原車庫	可部町大字南原226-3	○	○
中河内集会所	可部町大字勝木520	○	○
久地分団幸ノ神車庫	安佐町大字久地381-10	○	○
宇賀神社	安佐町大字久地7681	○	
宮野神社	安佐町大字宮野61-1	○	
日浦分団筒瀬車庫	安佐町大字筒瀬559-1	○	○
小河内分団小浜車庫	安佐町大字小河内659-2	○	○
旧小河内小学校	安佐町大字小河内4734	○	
鈴張分団東車庫	安佐町大字鈴張760-3	○	○
鈴張小学校	安佐町大字鈴張1896	○	
鈴張分団西車庫	安佐町大字鈴張4366-4	○	○
安佐北消防署安佐出張所	安佐町大字飯室3052-1		○
久地南小学校	安佐町大字くすの木台55-1	○	
日浦公民館	あさひが丘三丁目23-13		○
井原小学校	白木町大字井原825	○	
志屋小学校	白木町大字志路3890-1	○	
志路第一調整池	白木町大字志路6012-1	○	
白木中学校	白木町大字市川1428	○	
安佐北消防署白木出張所	白木町大字市川1533-5		○
桧山集会所	白木町大字市川6363-1	○	○
三田小学校	白木町大字三田2649	○	
白木町三田福永地区	白木町大字三田5961-3	○	
白木町三田弥谷地区	白木町大字三田8265	○	
計　42施設		37	16

修　正　後

修　正　理　由
屋外スピーカー移設に伴う修正

２　水防信号施設等
（安佐北区）

設置場所		種別 防災行政無線（屋外スピーカー）	種別 サイレン
大林小学校	大林四丁目14-1	○	
旧三入分団南原車庫	可部町大字南原226-3	○	○
中河内集会所	可部町大字勝木520	○	○
久地分団幸ノ神車庫	安佐町大字久地381-10	○	○
宇賀神社	安佐町大字久地7681	○	
宮野神社	安佐町大字宮野61-1	○	
日浦分団筒瀬車庫	安佐町大字筒瀬559-1	○	○
小河内分団小浜車庫	安佐町大字小河内659-2	○	○
旧小河内小学校	安佐町大字小河内4734	○	
鈴張分団東車庫	安佐町大字鈴張760-3	○	○
鈴張小学校	安佐町大字鈴張1896	○	
鈴張分団西車庫	安佐町大字鈴張4366-4	○	○
安佐北消防署安佐出張所	安佐町大字飯室3052-1		○
久地南小学校	安佐町大字くすの木台55-1	○	
日浦公民館	あさひが丘三丁目23-13		○
井原小学校	白木町大字井原825	○	
志屋小学校	白木町大字志路3890-1	○	
志路第一調整池	白木町大字志路6012-1	○	
白木中学校	白木町大字市川1428	○	
安佐北消防署白木出張所	白木町大字市川1533-5		○
桧山集会所	白木町大字市川6363-1	○	○
三田集会所	白木町大字三田2218－1	○	
白木町三田福永地区	白木町大字三田5961-3	○	
白木町三田弥谷地区	白木町大字三田8265	○	
計　42施設		37	16

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第２節　土地利用の合理的な規制・誘導	頁 40

第４　防災に配慮した宅地造成《都市整備局宅地開発指導課》

宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生じるおそれが大きい区域については、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（新規）に基づき宅地造成工事規制区域として市域の約 65 パーセントを指定しており、宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な規制と指導を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。

すなわち、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和 55 年広島市規則第 28 号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。

また、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害を未然に防止する必要があると認めた場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁又は排水施設等の設置又は改造その他防災上必要な措置を勧告又は命令している。

なお、擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。

（新規）

修　正　後
修　正　理　由 法改正に伴う修正

第４　防災に配慮した宅地造成《都市整備局宅地開発指導課》

宅地造成に伴い崖崩れ又は土砂の流出を生じるおそれが大きい区域については、宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）（※）に基づき宅地造成工事規制区域として市域の約 65 パーセントを指定しており、宅地造成に伴う災害の防止のため、必要な規制と指導を行うことにより、市民の生命及び財産の保護を図る。

すなわち、宅地造成工事規制区域内において行われる宅地造成に関する工事の許可に当たっては、同法及び広島市宅地造成等規制法施行細則（昭和 55 年広島市規則第 28 号）等に規定する技術的基準に従った擁壁、排水施設等の設置を課し、かつ、工事中の防災措置を義務付けている。

また、宅地造成工事規制区域内の宅地で、宅地造成に伴う災害を未然に防止する必要があると認めた場合においては、その宅地の所有者、管理者、占有者、造成主又は工事施行者に対し、擁壁又は排水施設等の設置又は改造その他防災上必要な措置を勧告又は命令している。

なお、擁壁や石垣等の築造又は改造、排水施設等の設置などの宅地防災工事の施工に際しては、多額の資金を要するため、これらの防災工事資金の一部として、住宅金融支援機構において、宅地等防災工事資金の融資を行っている。

※　宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）が令和５年５月に施行され、その規制区域を新たに指定し、盛土等の規制を行うこととされたが、規制区域を新たに指定するまでの間は、引き続き従前の規制が行われる。

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第７節　建築物等の耐震性の向上	頁 48

第１　建築物等の耐震性の向上

１　防災拠点の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》

市庁舎、消防署、区役所などの災害応急対策の指揮・情報伝達等のための施設及び病院などの医療・救護等施設、並びに危険物を貯蔵又は使用する施設については、災害発生後も十分な機能確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。

また、平成28年４月に熊本で起きた活断層型地震による甚大な被害状況を見ると、本市にも五日市断層や己斐断層などの活断層があることや、南海トラフ大地震の発生も懸念されていることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要があり、公民館など避難所となる施設や、社会福祉施設などの防災拠点となる施設を優先して、できる限り速やかな耐震化完了を目指す。

（新規）

２　防災拠点以外の市有建築物の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》

防災拠点以外の市有建築物については原則として令和５年度までの耐震化完了を目指す。

なお、市営住宅については、「広島市市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）」に基づき耐震化に取り組むものとする。

３　非構造部材の耐震対策《市有建築物管理担当課》

４　市有建築物の備品の転倒・落下防止策《市有建築物管理担当課》

５　民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》

６　文化財及び文化施設等の耐震性の向上《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各区建築課》

修　正　後
修　正　理　由 市有施設の耐震化の進捗状況を踏まえた修正

第１　建築物等の耐震性の向上

１　市有建築物の耐震性の向上《市有建築物管理担当課》

市庁舎、消防署、区役所などの災害応急対策の指揮・情報伝達等のための施設及び病院などの医療・救護等施設、並びに危険物を貯蔵又は使用する施設については、災害発生後も十分な機能確保が図られるよう積極的に耐震性の向上を推進する。

また、平成28年４月に熊本で起きた活断層型地震による甚大な被害状況を見ると、本市にも五日市断層や己斐断層などの活断層があることや、南海トラフ大地震の発生も懸念されていることから、市有建築物の耐震化について、一層の取組強化を図る必要があり、公民館など避難所となる施設や、社会福祉施設などの防災拠点となる施設を優先して、できる限り速やかな耐震化完了を目指す。

なお、市営住宅については、「広島市市営住宅マネジメント計画（推進プラン編）」に基づき耐震化に取り組むものとする。

（削除）

２　非構造部材の耐震対策《市有建築物管理担当課》

３　市有建築物の備品の転倒・落下防止策《市有建築物管理担当課》

４　民間建築物の耐震診断・耐震改修の促進《都市整備局建築指導課・住宅政策課、各区建築課》

５　文化財及び文化施設等の耐震性の向上《市有建築物管理担当課、都市整備局建築指導課、各区建築課》

修　正　前

震災対策編 第２章　震災予防計画 第１４節　避難体制の整備	頁 67

第５　避難路の整備〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕

（略）

２　避難路の整備《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課・東部地区連続立体交差整備事務所・都市整備局都市整備調整課》

（略）

⑵　広域避難路

広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるよう都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。

●（都）宇品観音線
●（都）霞庚午線
●（都）駅前大州線
●（都）青崎池尻線
●（都）観音井口線
●（都）西原山本線
●（都）高陽可部線
●（都）畑口寺田線
●（県道）中山尾長線
●（都）青崎畝線
●（都）横川八木線
●（都）東野北下安線
●（都）矢野坂線
●（都）寿老地中地線
●（都）松川宇品線
●（都）東雲大州線
●（都）青崎草津線
●南３区 129 号線
●（都）長束八木線
●（都）可部大毛寺線
●（都）吉見倉重線
●（都）川の内線

［参考］整備済み路線

●（都）駅前観音線
●国道２号
●（都）常盤橋大芝線
●（都）基町佐東線
●南４区 659 号線
●西２区 28 号線
●（都）中央線
●（都）鷹野橋宇品線
●（都）中広宇品線
●安芸４区 103 号線
●（都）矢賀大州線
●（都）天満矢賀線
●（都）翠町東雲線
●（都）御幸橋三篠線
●（都）駅前吉島線
●（都）中島吉島線
●西２区９号線
●（都）未新開佐方線
●（都）横川江波線
●（都）中広線
●（都）吉島観音線
（新　規）
●（都）比治山庚午線
●（都）常盤橋若草線
●（都）三篠橋大芝線
●（都）比治山蟹屋線
●中３区 74 号線
●（都）紙屋町御幸橋線
●（都）旭町広島港線
●（都）宇品海岸線
●（都）段原蟹屋線
●（都）比治山東雲線
（新　規）

修　正　後

修　正　理　由

路線整備に伴う修正

第５　避難路の整備〔「地震に強い都市構造の形成に関する計画」関連事業〕

（略）

２　避難路の整備《都市整備局都市計画課、道路交通局道路課・街路課・東部地区連続立体交差整備事務所・都市整備局都市整備調整課》

（略）

⑵　広域避難路

広域避難路については、延焼拡大時に指定緊急避難場所（大火）へ安全に避難できるよう都市計画道路の整備及び既存道路拡幅等の道路改良事業により、次の路線を整備する。また、防火地域・準防火地域の指定により、沿道の建築物の耐震不燃化を促進する。

●（都）宇品観音線
●（都）霞庚午線
●（都）駅前大州線
●（都）青崎池尻線
●（都）観音井口線
●（都）西原山本線
（削　除）
●（県道）中山尾長線
●（都）青崎畝線
●（都）横川八木線
●（都）東野北下安線
●（都）矢野坂線
●（都）寿老地中地線
●（都）松川宇品線
●（都）東雲大州線
●（都）青崎草津線
●南３区 129 号線
●（都）長束八木線
（削　除）
●（都）吉見倉重線
●（都）川の内線

［参考］整備済み路線

●（都）駅前観音線
●国道２号
●（都）常盤橋大芝線
●（都）基町佐東線
●南４区 659 号線
●西２区 28 号線
●（都）中央線
●（都）鷹野橋宇品線
●（都）中広宇品線
●安芸４区 103 号線
●（都）矢賀大州線
●（都）天満矢賀線
●（都）翠町東雲線
●（都）御幸橋三篠線
●（都）駅前吉島線
●（都）中島吉島線
●西２区９号線
●（都）未新開佐方線
●（都）横川江波線
●（都）中広線
●（都）吉島観音線
●（都）可部大毛寺線
●（都）比治山庚午線
●（都）常盤橋若草線
●（都）三篠橋大芝線
●（都）比治山蟹屋線
●中３区 74 号線
●（都）紙屋町御幸橋線
●（都）旭町広島港線
●（都）宇品海岸線
●（都）段原蟹屋線
●（都）比治山東雲線
●（都）高陽可部線

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１４節　避難体制の整備	頁 69

第８　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。

なお、備蓄の基本的な考え方については、県が令和４年３月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に準じるものとする。

１　備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》

⑴　備蓄対象者数

備蓄対象者数は、平成 25 年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約 12 万１千人を対象とする。

⑵　備蓄対象期間

備蓄対象期間は、地震発生後２日間とし、食料については、「災害応急救助物資備蓄調査検討報告書」に基づき、１日２食、２日間で４食分を備蓄する。

地震発生後、３日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第８　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

県及び他都市のほか、企業等とも連携を図り、ライフラインの被害の影響も踏まえた食料・生活必需品等の備蓄体制を整備する。

なお、備蓄の基本的な考え方については、県が令和４年３月に策定した「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に準じるものとする。

１　備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》

⑴　備蓄対象者数

備蓄対象者数は、平成 25 年度広島市地震被害想定調査を踏まえ、最も被害が多いと予測されている南海トラフ巨大地震の想定避難所滞在者数のうち、約 12 万１千人を対象とする。

⑵　備蓄対象期間

備蓄対象期間は、地震発生後２日間とし、食料については、「災害応急救助物資の備蓄・調達検討方針」に基づき、１日２食、２日間で４食分を備蓄する。

地震発生後、３日目以降については、他の地方公共団体等との広域支援体制を含む被災地外から調達した物資を供給する。

修　正　前

震災対策編 第２章　震災予防計画 第１４節　避難体制の整備	頁 70

第８　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

（略）

１　備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》

（略）

⑷　備蓄物資と備蓄数量

ア　備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。

具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。

種別	品　目	数　量	備　考
食料	クラッカー・アルファ化米 アレルギー対応アルファ化米	216,250 食 24,050 食	指定避難所のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	粉ミルク・哺乳瓶	154 缶(大缶)	市立保育園で循環備蓄
	アレルギー対応粉ミルク	2 缶(大缶) 8 缶(小缶)	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
	（新規）		
生活必需品	（略）		
防災資機材	折りたたみリヤカー	212 台	指定避難所に１台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212 個	指定避難所に１台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212 セット	指定避難所に１セットずつ
	目隠しテント	424 張	指定避難所に２張ずつ
	（新規）		
	ラジオ	212 個	指定避難所に１台ずつ
自主防災組織用救助資機材		212 セット	指定避難所に１セットずつ

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第８　食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

（略）

１　備蓄体制の整備《危機管理室災害予防課》

（略）

⑷　備蓄物資と備蓄数量

ア　備蓄物資については、生命の維持や人間の尊厳性にかかわる緊急性を有し、指定避難所の運営にあたり、発災後直ちに必要となる物資とする。緊急性の程度が相対的に低く、発災数日後の供給でも許容される物資については、調達協定や広域支援等により対応する。

具体的には、次の表の品目及び数量（目標）を計画的に整備する。

種別	品　目	数　量	備　考
食料	クラッカー・アルファ化米 アレルギー対応アルファ化米	216,250 食 24,050 食	指定避難所のうち、市立小学校に約 500 人分、その他の施設に約 200 人分を基本
	粉ミルク	125,600 g	市立保育園で循環備蓄（哺乳瓶含む。）
	アレルギー対応粉ミルク	14,400 g	幹事市立保育園及びこども未来局で循環備蓄
	液体ミルク	14,420 g	液体ミルクは１Ｌで 140g に換算（市役所及び各区役所で備蓄）
生活必需品	（略）		
防災資機材	折りたたみリヤカー	212 台	指定避難所に１台ずつ
	手回し充電ラジオライト	212 個	指定避難所に１台ずつ
	発電機・投光器・コードリール	212 セット	指定避難所に１セットずつ
	目隠しテント	424 張	指定避難所に２張ずつ
	ワンタッチパーテーション	300 張	指定避難所（一部）に２張ずつ
	ラジオ	212 個	指定避難所に１台ずつ
自主防災組織用救助資機材		212 セット	指定避難所に１セットずつ

修　正　前

震災対策編 第２章　震災予防計画 第１６節　要配慮者に係る災害の予防対策	頁 72

第１　要配慮者の現況《新規》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、（新　規）、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種別	人数（人）	資料出所
高齢者（６５歳以上）	302,154	住民基本台帳（R2.3.31）
在宅ひとり暮らし高齢者	46,008	高齢福祉課　（H29.3.31）
心身障害者・児	※１　47,773	障害福祉課　（R4.3.31）
精神障害者	※２　18,446	精神保健福祉センター（R4.3.31）
（新規）		
乳幼児（０～６歳）	77,979	住民基本台帳（H28.3.31）
外国人市民	19,900	住民基本台帳（R2.9.30）

※１　心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※２　精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

（新規）

修　正　後

修　正　理　由

時点修正及び現状に即した修正

第１　要配慮者の現況《市民局国際化推進課、健康福祉局高齢福祉課・障害福祉課・健康推進課・精神保健福祉センター、こども未来局こども未来調整課》

本市における要配慮者のうち、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児及び外国人市民の現況は以下のとおりである。

種別	人数（人）	資料出所
高齢者（６５歳以上）	308,691	住民基本台帳（R5.3.31）
一人暮らし高齢者（65 歳以上）	63,569	令和２年度国勢調査
心身障害者・児	※１　49,106	障害福祉課　（R5.9.30）
精神障害者	※２　19,354	精神保健福祉センター（R5.3.31）
難病患者	※３　9,999	健康推進課　（R5.3.31）
乳幼児（０～６歳）	64,664	住民基本台帳（R5.3.31）
外国人市民	20,229	住民基本台帳（R5.3.31）

※１　心身障害者・児数は、身体障害者手帳・療育手帳の所持者数である。

※２　精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳の所持者数である。

※３　難病患者数は、指定難病受給者証の所持者数である。

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第１９節　自主防災体制の整備・防災訓練の実施	頁 78

第１　自主防災組織の実践活動の促進

（略）

３　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、広島市総合防災センターにおいて実施する自主防災組織研修に、東日本大震災の教訓を取り入れる等、内容をより一層充実強化するとともに、自主防災組織のリーダーが集まり、地域の防災活動に関する情報等を共有するリーダー懇談会を実施する。

また、防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第１　自主防災組織の実践活動の促進

（略）

３　自主防災組織のリーダーの養成

自主防災組織が活発な活動を行うには、行動力のあるリーダーの存在が不可欠である。

このため、（削除）

防災士の資格取得制度を活用して、防災に関する知識を有し、防災活動の面で自主防災組織の会長をサポートする地域防災リーダー（防災士）の養成を行う。

修　正　前	
震災対策編 第２章　震災予防計画 第２０節　防災まちづくりの実践	頁 80～81

第１　防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》

地区の防災上の課題を地区住民が認識できるよう、消防局において「小学校区別の防災診断」を自主防災組織に提示し、地区住民自らが、自宅の耐震性や自宅から避難場所等までの道路の安全性などをチェックしながら、自分が住んでいるまち（小学校区）の災害危険度を診断して歩く「まち探検（タウンウォッチング）」の実施を促すとともに、各種ハザードマップ、市防災情報共有システム、地理情報システム（ＧＩＳ）の防災情報、広島の地域特性を踏まえた防災意識啓発ＤＶＤ等を活用した自主防災組織による「防災マップ」の作成や防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第１　防災まちづくり活動の促進《市民局市民活動推進課、危機管理室災害予防課、消防局予防課》

「平成 25 年度広島市地震被害想定」を基に作成された小学校区ごとの震災リスクを示した「防災カルテ」等を活用し、自主防災組織を中心に、地区住民自らが自宅から指定避難所等までの道路の安全性や、避難時における地域の危険個所を確認しながら、地域ごとの災害危険情報を示した「わがまち防災マップ」の作成等を通じ、地域における防災上の課題を解決するために必要な防災まちづくり方策の検討を促進するものとする。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 98

第５　災害対策本部《危機管理室危機管理課》

（略）

３　組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第６号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

⑴　本部の組織及び指揮の大要

ア　本部の組織及び指揮の大要は、表３－２－１のとおりとする。

イ　各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表３－２－２のとおりとする。

（略）

表３－２－２

⑴　災害対策本部事務局の分掌事務

班　名		要　員	分　掌　事　務
総　務　班		（略）	
統制・検討班		（略）	
情報班	集計担当	（略）	
	各局担当		
	各区担当		
監　視　班		危機管理室職員 消防局職員	１　気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 ２　防災行政無線の運用に関すること。
受　援　班		（略）	

修　正　後

修　正　理　由
防災行政無線同報系のシステム連携により、放送要員が不要となったことに伴う修正

第５　災害対策本部《危機管理室危機管理課》

（略）

３　組織及び運営《危機管理室、各局等庶務担当課、各区区政調整課・地域起こし推進課》

災害対策本部の組織及び運営は、災害対策基本法、広島市災害対策本部条例（昭和38年広島市条例第６号）及び広島市災害対策本部運営要綱等に定めるところにより、次のとおりとする。

⑴　本部の組織及び指揮の大要

ア　本部の組織及び指揮の大要は、表３－２－１のとおりとする。

イ　各局等及び区災害対策本部の構成及び分掌事務は、表３－２－２のとおりとする。

（略）

表３－２－２

⑴　災害対策本部事務局の分掌事務

班　名		要　員	分　掌　事　務
総　務　班		（略）	
統制・検討班		（略）	
情報班	集計担当	（略）	
	各局担当		
	各区担当		
監　視　班		危機管理室職員 削　除	１　気象情報、水防情報等の収集・分析及び記録に関すること。 ２　防災行政無線の運用に関すること。
受　援　班		（略）	

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 104

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	（略）		
	■スタジアム建設部		1　計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること
			2　他課の応援に関すること
			3　（新規）
	（略）		
道路交通局	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 ●東部地区連続立体交差整備事務所	1　道路の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 4　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	●都市交通部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に関する道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　バスターミナル及び広島ヘリポートの防護に関すること 3　公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること
	（新規）		
	（新規）		

修　正　後

修　正　理　由

（都市整備局）サッカースタジアム建設完了に伴う修正

（道路交通局）組織改正に伴う修正

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

都市整備局	（略）		
	■スタジアム建設部		1　計画区域内の被害状況の把握及び工事関係者への協力依頼に関すること
			2　所管施設の防護に関すること
			3　他課の応援に関すること
	（略）		
道路交通局	道路部	●道路計画課 ●道路課 ●街路課 （削除）	1　道路の通行規制に関すること 2　道路啓開等の応急復旧の総括に関すること 3　道路・橋りょう等公共土木施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 4　緊急連絡・輸送等の道路の確保に関すること 5　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること
	●公共交通政策部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の（削除）被害状況の確認等に係る広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　（削除）広島ヘリポートの防護に関すること 3　公共交通機関の運行状況に係る情報収集に関すること
	●交通施設整備部		1　アストラムラインの高架部・地下部施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び広島高速交通株式会社との連絡調整に関すること 2　バスターミナルの防護に関すること 3　工事等関係者への協力依頼に関すること
	●東部地区連続立体交差整備事務所		1　東部地区連続立体交差事業関連施設の災害予防及び災害復旧並びに被害状況の確認等に係る道路管理者及び西日本旅客鉄道株式会社との連絡調整に関すること 2　工事等関係者への協力依頼に関すること

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２節　災害応急組織の編成・運用	頁 105

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

下水道局	●経営企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7　災害関係の予算及び資金に関すること 8　緊急を要する他の課への応援に関すること 9　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10　局の庶務に関すること 11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1　河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3　（新規）
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1　気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること 2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること 4　所管の樋門の操作に関すること 5　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6　部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7　緊急を要する他の課への応援に関すること 8　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
	施設部	●計画調整課	1　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4　緊急を要する他の課への応援に関すること 5　他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6　下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること
		●管路課 ●施設課	1　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4　部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5　緊急を要する他の課への応援に関すること 6　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関すること

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

表３－２－２

⑴　（略）

⑵　災害対策本部の分掌事務

下水道局	●経営企画課		1　局内の要員に係る調整に関すること 2　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 3　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 4　局の業務の実施に必要な資機材・器具等の調達計画に関すること 5　局に属する職員の招集に関すること 6　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 7　災害関係の予算及び資金に関すること 8　緊急を要する他の課への応援に関すること 9　下水道事業全般について、他の公共団体等への支援要請に関すること 10　局の庶務に関すること 11　災害対策本部事務局への局内の要員の派遣に関すること
	●河川防災課		1　河川等施設の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　応急工作員の確保及び工事関係者への協力依頼に関すること 3　土砂災害による被害状況の取りまとめ及び報告に関すること
	管理部	●管理課 ●維持課 ●水資源再生センター	1　気象情報、水防情報等緒情報の収集及び連絡に関すること 2　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 3　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）の浸水防止及び排水に関すること 4　所管の樋門の操作に関すること 5　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 6　部に係る災害応急復旧計画の策定に関すること 7　緊急を要する他の課への応援に関すること 8　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場）について、民間協力団体等への支援要請に関すること
	施設部	●計画調整課	1　気象情報、災害情報及び指令の局内の伝達に関すること 2　局に属する情報及び被害状況の取りまとめ並びに報告に関すること 3　局に属する災害応急復旧計画の総合調整に関すること 4　緊急を要する他の課への応援に関すること 5　他の公共団体等に対する下水道事業全般の支援要請に関すること 6　下水道施設全般について、民間協力団体への支援要請に関すること
		●管路課 ●施設課	1　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）及び同施設の建設工事箇所の防護、被害状況調査及び災害復旧に関すること 2　区の所管する下水道施設及び同施設の建設工事箇所の被災状況の取りまとめ及び報告に関すること 3　応急復旧用資機材等の現地調達に関すること 4　部に属する災害応急復旧計画の策定に関すること 5　緊急を要する他の課への応援に関すること 6　所管の下水道施設（処理場及びポンプ場を除く）について、民間協力団体への支援要請に関すること

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 125

第２　津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《危機管理室》

（略）

３　気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

(1)　地震情報

種　類	発表基準	内　容
震度速報	震度3以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を発表
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報・注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報または注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。 （新規） 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
（新規）		
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（新規）	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	長周期地震動階級１以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約 10 分後に発表。）

（新規）

修　正　後

修　正　理　由

気象庁による地震情報の記載変更に伴う修正

第２　津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達《危機管理室》

（略）

３　気象庁から発表される地震及び津波に関する情報の種類及び内容は、次のとおりである。

(1)　地震情報

種　類	発表基準	内　容
震度速報	震度3以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度（削除）情報	（削除） ・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。 それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
（削除）		
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から 10 分後程度で１回発表）。
遠地地震に関する情報	（削除） ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表※。日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
（削除）		

※　国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表される。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第３節　情報の収集及び伝達	頁 137

第４　災害情報の収集、伝達及び報告

（略）

２　被害状況の報告

（略）

⑵　被害情報の区分及び種別

（略）

イ　情報の種別

（略）

(ｲ) 順次収集・伝達する情報

区　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
（略）		
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度２及び３）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・感染症発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設トイレの設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数 （新規）　等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設トイレの設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・罹災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報　等

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第４　災害情報の収集、伝達及び報告

（略）

２　被害状況の報告

（略）

⑵　被害情報の区分及び種別

（略）

イ　情報の種別

（略）

(ｲ) 順次収集・伝達する情報

区　分	被害状況等に係る情報	応急対策の実施に伴う情報
（略）		
災害対策本部設置時の分掌事務により所管課で対応する情報	C・市有施設（優先度２及び３）の被害状況 C・医薬品、医療資機材の要請 C・配給物資等不足数（給食、給水、日用品、寝具、衣類等） C・市民からの要望、苦情、相談 C・猛獣の逃走 C・下水道施設の被害状況 C・感染症発生 C・食中毒発生 C・世界遺産の被害状況 C・ボランティアへのニーズ C・社会福祉施設の被害状況 C・仮設トイレの設置要請 C・し尿の収集要請 C・ごみの収集要請 C・消毒必要箇所 C・災害対策本部要員用食糧等の必要数 C・土砂災害の被害状況　等	C・市有施設の復旧状況 C・医薬品、医療資機材の調達状況 C・食糧、物資等の調達・配給状況 C・広報状況 C・捕獲対策状況 C・下水道施設の応急復旧状況 C・患者隔離、消毒の状況 C・健康診断、予防接種の状況 C・食中毒患者の状況 C・食中毒予防広報の実施状況 C・地区災害協力団体の状況 C・社会福祉施設の応急復旧状況 C・仮設トイレの設置 C・し尿の収集体制、収集状況 C・ごみの収集体制、収集状況 C・消毒の状況 C・公用負担命令の措置状況 C・罹災証明書の発行状況 C・埋火葬許可の状況 C・本部要員用食糧等の確保状況 C・学校の休校・再開情報 C・義援金配分情報 C・仮設住宅情報 C・営業店舗・銭湯の情報 C・交通機関情報（運休・運行情報） C・ボランティアの活動情報　等

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第７節　給水及び上水道施設応急対策	頁 164～165

第４　被害状況の把握

（略）

１　調査の方法

（略）

⑷　配水幹線の流量及び水圧測定調査《水道局維持課》

（略）

第６　給水対策《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

（略）

３　給水方法

⑴　給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。

なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。

ア　避難場所

飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。

イ　医療機関等

災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。

（略）

（資料編）３－７－１　緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表

３－７－２　指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図

参考水維－1　地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

（新規）

（新規）

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正 協定の締結による修正

第４　被害状況の把握

（略）

１　調査の方法

（略）

⑷　配水幹線の流量測定調査《水道局維持課》

（略）

第６　給水対策《水道局維持課、各区市民課・保険年金課・生活課》

発災後、市災害対策本部等の協力を得て応急給水体制を確立する。

（略）

３　給水方法

⑴　給水タンク等の応急給水用資機材により運搬給水基地から取水し、市災害対策本部及び水道局災害・事故対策本部の指定する場所において給水する。

なお、太田川デルタ部が分断され孤立した場合や島しょ部への給水は、給水船で行う。

ア　避難場所等

飲料水兼用型耐震性防火水槽又は仮設水槽等で給水する。これらへの運搬と水槽等への充水は水道局が行い、住民への給水は区の職員が地域住民の協力を得ながら行う。

イ　医療機関等

災害拠点病院、透析治療施設等の医療機関及び重症、重度心身障害児（者）施設等の福祉施設について、市災害対策本部等から緊急要請があった場合は関係部局と協力して運搬給水を行う。

（略）

（資料編）３－７－１　緊急遮断弁設置主要配水池等一覧表

３－７－２　指定緊急避難場所（大火）と飲料水兼用型耐震性防火水槽等整備予定位置図

参考水維－1　地震・異常渇水等の災害時における水道水の相互融通に関する協定

参考水維－3　広島市水道局と日本郵便株式会社との災害時等における応急給水に関する協議書

参考水維－4　広島市水道局と株式会社セブン-イレブン・ジャパンとの災害時等における応急給水に関する覚書

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第７節　給水及び上水道施設応急対策	頁 167

第８　広報対策《水道局企画総務課》

住民に理解と協力を呼びかけるため、市災害対策本部と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行う。

（略）

２　広報の方法

⑴　広報車による広報

⑵　有線放送による広報

⑶　新聞チラシによる広報

⑷　窓口による広報

⑸　市災害対策本部に対する広報の要請

修　正　後
修　正　理　由 現状に即した修正

第８　広報対策《水道局企画総務課》

住民に理解と協力を呼びかけるため、市災害対策本部と緊密な連携の下に、次の事項について広報活動を行う。なお、実施に当たっては、要配慮者への十分な配慮を行う。

（略）

２　広報の方法

広報の方法については、本章「第４節　災害広報・広聴の実施」の「第１　広報活動」の「５　広報の方法」に定めるところに準じて、適時適切に実施する。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第１２節　医療・救護対策	頁 183～184

第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》
（略）

（新規）

第６　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課、（　新規　）・精神保健福祉センター》
（略）

第７　こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》
（略）

（新規）

第８　医療機関等への応援要請《健康福祉局（　新規　）地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第５、第６、第７によりＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、こども支援チームの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
（略）			
災害派遣医療チーム（DMAT）	医療・救護全般	「第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
（新規）			
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医療・精神保健活動支援	「第６　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケア	「第７　こども支援チームの派遣要請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
（新規）			
（略）			

修　正　後

修　正　理　由

現状に即した修正

第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局医療政策課、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市民病院・安佐市民病院》
（略）

第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局医療政策課、健康推進課》

１　保健医療担当局長は、大規模な災害の発生により、本節第１の医療救護対策部等では、その活動が十分に行えない場合は、国へ災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の派遣要請を行う。

２　保健医療担当局長は、国からの要請に基づき、DHEAT の活動支援を行う。

第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援《健康福祉局精神保健福祉課、健康推進課・精神保健福祉センター》
（略）

第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援《こども未来局こども・家庭支援課》
（略）

第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援≪健康福祉局健康福祉企画課≫

１　健康福祉局長は、大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、県へ、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣要請を行う。

２　健康福祉局長は、県からの要請に基づき、災害派遣福祉チームの活動支援を行う。

第10　医療機関等への応援要請《健康福祉局健康福祉企画課・地域共生社会推進課・医療政策課・精神保健福祉課・精神保健福祉センター、こども未来局こども・家庭支援課、危機管理室、消防局警防課・救急課》

大規模な災害の発生により、本節第３の医療救護班等ではその活動が十分に行えない場合は、本節第５、第６、第７、第８、第９によりＤＭＡＴ、ＤＨＥＡＴ、ＤＰＡＴ、こども支援チーム、ＤＷＡＴの派遣要請を行うほか、次により応援要請する。

要請機関	要請内容	摘要	連絡担当課
（略）			
災害派遣医療チーム（DMAT）	医療・救護全般	「第５　ＤＭＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	
広島県災害時公衆衛生チーム	被災者の心身の健康管理	広島県地域防災計画に基づき、本市より県(健康危機管理課)に派遣要請	健康福祉局 健康推進課
災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）	保健・医療の指導調整機能	「第６　ＤＨＥＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局医療政策課・健康推進課
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	精神科医療・精神保健活動支援	「第７　ＤＰＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 精神保健福祉課・精神保健福祉センター
こども支援チーム	被災児童等の心身のケア	「第８　こども支援チームの派遣要請及び活動支援」参照	こども未来局 こども・家庭支援課
災害派遣福祉チーム（DWAT）	災害時要配慮者に対する福祉支援	「第９　ＤＷＡＴの派遣要請及び活動支援」参照	健康福祉局 健康福祉企画課
（略）			

修　正　前	
震災対策編 第３章　震災応急対策 第１９節　住宅等応急対策	頁 209

第２　応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

（略）

２　建設方法

（略）

⑵　建設基準

（略）

イ　１個当たりの工事費の限度額

災害救助法による救助の程度、法及び期間並びに実費弁償の基準（令和４年３月 31 日内閣府告示第37号）に基づき、6,285,000円以内とする。

修　正　後
修　正　理　由 内閣府告示に伴う時点修正

第２　応急仮設住宅の建設《都市整備局営繕課・設備課・住宅政策課》

（略）

２　建設方法

（略）

⑵　建設基準

（略）

イ　１個当たりの工事費の限度額

災害救助法による救助の程度，方法及び期間並びに実費弁償の基準（令和５年６月 16 日内閣府告示第91号）に基づき、6,775,000円以内とする。

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 226

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　国及び地方公共団体等

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
水道局	（略）			
	維持課	応援給水の実施	呉市	資料編参考 水維－１
	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県、福山市、呉市、尾道市、三原市、府中市	資料編参考 水水-1
（略）				

修　正　後

修　正　理　由

広島県水道広域連合企業団の設立及び三原市と府中市の脱退に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　国及び地方公共団体等

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
水道局	（略）			
	維持課	応援給水の実施	呉市	資料編参考 水維－１
	水質管理課	災害時等における水質検査の相互応援	広島県水道広域連合企業団、福山市、呉市、尾道市（削除）	資料編参考 水水-1
（略）				

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 227

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
危機管理室	（略）			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予－25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予－26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予－27
		（新規）		

修　正　後

修　正　理　由

協定の締結に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
危機管理室	（略）			
	災害予防課	災害救護資器材（ワンタッチパーテーション）の使用貸借	日本赤十字社広島県支部広島市地区本部	資料編参考 危予－25
		災害時における救援物資の輸送等	福山通運株式会社	資料編参考 危予－26
		災害時における救援物資の輸送等	佐川急便株式会社	資料編参考 危予－27
		災害時における救援物資の輸送等	ヤマト運輸株式会社	資料編参考 危予－28

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 229

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
健康福祉局	医療政策課	（略）		
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
		（新規）		

修　正　後

修　正　理　由

協定の締結に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
健康福祉局	医療政策課	（略）		
	環境衛生課	災害時における遺体安置所の維持管理等に必要な資材の緊急調達等	広島県トラック協会霊柩部会	資料編参考保環-1
		災害時における遺体の収容及び安置に必要な機材、役務の提供並びに遺体搬送等	一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会	資料編参考保環-2

修　正　前

震災対策編 第３章　震災応急対策 第２５節　応援要請及び協力要請	頁 230

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
水道局	（略）			
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維－２
		（新規）		
		（新規）		
（略）				

修　正　後

修　正　理　由

協定の締結に伴う修正

第１　公共的団体等への協力要請《危機管理室》

（略）

４　具体的な協力内容を協定している団体等

下記の団体等に対しての協力要請が必要な場合には、それぞれの協定の要請手続等に基づき要請を行う。

⑴　（略）

⑵　民間団体

所管局・課		協力内容	団　体　名	資料番号
（略）				
水道局	（略）			
	維持課	災害時における応急措置	広島市指定上下水道工業協同組合	資料編参考水維－２
		災害時等の応急給水場所の提供	日本郵便株式会社	資料編参考水維－３
		災害時等の応急給水場所の提供	㈱セブン-イレブン・ジャパン	資料編参考水維－４
（略）				

修　正　前	
震災対策編 第４章　津波災害対策 第３節　津波災害の予防対策	頁 250

第１　津波に対する防災意識の啓発等

（略）

２　津波災害に関する知識の普及

⑴　津波災害の危険性等の周知

（略）

イ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震（新規）の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

修　正　後
修　正　理　由 国の防災基本計画修正に伴う修正

第１　津波に対する防災意識の啓発等

（略）

２　津波災害に関する知識の普及

⑴　津波災害の危険性等の周知

（略）

イ　津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

修　正　前	
震災対策編 第５章　南海トラフ地震防災対策推進計画 第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画	頁 262

第５　津波避難対策

（略）

５　津波発生時の応急対策《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

⑴　避難指示等

気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に避難指示を発令する。

また、河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。

国外での地震（新規）による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合は、必要に応じ、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。

修　正　後
修　正　理　由 国の防災基本計画修正に伴う修正

第５　津波避難対策

（略）

５　津波発生時の応急対策《危機管理室、各区区政調整課・地域起こし推進課、各消防署》

⑴　避難指示等

気象台から津波注意報、津波警報又は大津波警報が発表された場合には、必要な区域に避難指示を発令する。

また、河川管理者、海岸管理者等から構造物の機能支障等の通報を受けた場合は、必要な区域に避難情報を発信・発令する。

国外での地震・火山噴火等による津波の影響を「遠地地震に関する情報」として発表された場合は、必要に応じ、沿岸部の住民に津波に対する注意喚起を促す。